

International Student Guide 2017

外国人留学生ガイド 2017



関西大学

学年暦

2017年度 学 年 暦

								学部・大学院	専門職大学院
4月	日	月	火	水	木	金	土		
							1	1日 学年始・春学期開始 1日 入学式【学部】 [オリエンテーション(～5日)]	1日 学年始・春学期開始 3日 入学式 [オリエンテーション(～5日)]
	2	3	4	5	6	7	8	3日 入学式【大学院】 [オリエンテーション(～5日)]	6日 春学期授業開始 29日 昭和の日(水曜日の授業日)(法務) (補講日)(会計・臨床心理)
	9	10	11	12	13	14	15	6日 春学期授業開始	
	16	17	18	19	20	21	22	14日 修士論文計画書(9月期終了)提出締切 (理工学研究科を除く)	
	23	24	25	26	27	28	29	29日 昭和の日(水曜日の授業日)	
	30								
5月		1	2	3	4	5	6	3日 憲法記念日(祝日) 4日 みどりの日(祝日) 5日 こどもの日(祝日)	3日 憲法記念日(祝日) 4日 みどりの日(祝日) 5日 こどもの日(祝日) 6日 金曜日の授業日(法務) 13日 木曜日の授業日(法務)
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
6月					1	2	3	5日 大学昇格記念日(授業日)	5日 大学昇格記念日(授業日)
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			
7月							1		
	2	3	4	5	6	7	8	14日 修士論文(9月期終了)提出締切 [春学期15週目(17～22日)]	15日 水曜日の授業日(法務) 17日 海の日(授業日)(法務) (補講日)(会計・臨床心理)
	9	10	11	12	13	14	15	17日 海の日(授業日) 22日 春学期授業終了	19日 補講日・春学期授業終了(法務) 20日 春学期試験(～31日)(法務)
	16	17	18	19	20	21	22	24日 春学期試験期間【学部】(～31日) 24日 集中講義・補講期間【大学院】(～31日) 28日 春学期試験【大学院】	25、27日 補講日(臨床心理) 25、27、28、29、31日 補講日(会計) 27日 春学期授業終了(臨床心理) 28日 春学期試験(～31日)(臨床心理) 31日 春学期授業終了(会計)
	23	24	25	26	27	28	29	定期試験に代わる論文試験受付【学部】(下旬)	
	30	31							
8月			1	2	3	4	5	1日 予備日 2日 夏季休業(～9月20日) 9・10日 追試験(理工系学部を除く) 11日 山の日(祝日)	1日 夏季休業(～9月20日) (法務・会計・臨床心理) 追試験実施《未定》(法務・臨床心理) 延期答案返却会《未定》(法務) 11日 山の日(祝日)
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26	21～23日 追試験(理工系学部)	
	27	28	29	30	31				
9月						1	2	春学期成績発表《未定》 秋学期履修届受付《未定》 18日 敬老の日(祝日) 19日 春学期卒業式	春学期成績発表《未定》
	3	4	5	6	7	8	9	学位記(9月期修士・9月期博士)授与式【大学院】 秋学期入学式(総合情報学部、文学・理工学・外国語 教育学・東アジア文化研究科)(新入生指導行事)	18日 敬老の日(祝日) 19日 学位記(9月期法務博士・9月期会計修士・ 9月期臨床心理修士)授与式
	10	11	12	13	14	15	16	春学期終了 20日 春学期開始	20日 春学期終了 21日 秋学期開始
	17	18	19	20	21	22	23	21日 秋学期開始 21日 秋学期授業開始	21日 秋学期授業開始
	24	25	26	27	28	29	30	23日 秋分の日(授業日)	23日 秋分の日(補講日)(法務・臨床心理) (授業日)(会計)

								学部・大学院	専門職大学院
	日	月	火	水	木	金	土		
10月	1	2	3	4	5	6	7		
	8	9	10	11	12	13	14	9日 体育の日(祝日)	9日 体育の日(祝日)
	15	16	17	18	19	20	21	13日 修士論文計画書(3月期修了)提出締切 (理工学研究科を除く)	14日 月曜日の授業日(法務)
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
11月				1	2	3	4		
	5	6	7	8	9	10	11	(学園祭(上旬)予定)【学部】	2日 補講日(会計)
	12	13	14	15	16	17	18	3日 文化の日(祝日)	3日 文化の日(祝日)
	19	20	21	22	23	24	25	4日 大学創立記念日(授業日)	4日 大学創立記念日(金曜日の授業日)(法務) (補講日)(会計・臨床心理)
	26	27	28	29	30			23日 勤労感謝の日(祝日)	23日 勤労感謝の日(祝日)
12月						1	2		
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23	23日 天皇誕生日(祝日)	23日 天皇誕生日(祝日)
	24	25	26	27	28	29	30	26日 冬季休業(～1月5日)	26日 冬季休業(～1月5日) (法務・会計・臨床心理)
1月	31								
		1	2	3	4	5	6	1日 元日(祝日)	1日 元日(祝日)
	7	8	9	10	11	12	13	6日 授業再開	6日 授業再開・補講日(法務)
	14	15	16	17	18	19	20	8日 成人の日(祝日)	6日 授業再開(会計・臨床心理)
	21	22	23	24	25	26	27	15日 修士論文(3月期修了)提出締切 (総合情報学研究科知能情報学専攻、 社会安全研究科、理工学研究科を除く)	8日 成人の日(祝日)
2月	28	29	30	31				22日 秋学期授業終了 秋学期15科目(16～22日)	18日 補講日・秋学期授業終了(法務)
								23日 秋学期試験【学部】(～30日)	19日 秋学期試験(～31日)(法務)
								23日 集中講義・補講期間【大学院】(～30日)	23、24、26、29、30日 補講日(会計)
								26日 秋学期試験【大学院】	23、24、25、26日 補講日(臨床心理)
								31日 予備日	27日 秋学期授業終了(臨床心理)
3月								定期試験に代わる論文試験受付(下旬)	29日 秋学期試験(～31日)(臨床心理)
					1	2	3	[入学試験(1～8日)予定]	30日 秋学期授業終了(会計)
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17	10・13・14日 追試験【学部】	追試験実施《未定》(法務・臨床心理)
	18	19	20	21	22	23	24	11日 建国記念の日(祝日)	追加答案返却会《未定》(法務)
4月	25	26	27	28				12日 振替休日(祝日)	11日 建国記念の日(祝日)
								13日 修士論文(3月期修了)提出締切 (総合情報学研究科知能情報学専攻、 社会安全研究科、理工学研究科)	12日 振替休日(祝日)
								15日 修士論文口頭試問・公聴会(～17日)	
					1	2	3		
	4	5	6	7	8	9	10	[入学試験(3～4日)予定]	
5月	11	12	13	14	15	16	17	卒業成績発表《未定》	専門職学位課程修了者発表《未定》
	18	19	20	21	22	23	24	在学生成績発表《未定》	在学生成績発表《未定》
	25	26	27	28	29	30	31	在学生履修届受付《未定》	在学生履修登録《未定》
								20日 卒業式	
								21日 春分の日(祝日)	21日 春分の日(祝日)
6月								21日 春季休業【学部】(～31日)	22日 学位記(法務博士・会計修士・臨床心理修士) 授与式
								22日 学位記(修士・博士)授与式	
								24日 春季休業【大学院】(～31日)	24日 春季休業(～31日)
								31日 学年終・秋学期終了	31日 学年終・秋学期終了

目 次

日本在留中の諸手続

在留資格	1
居住地に関する届出	4
在留手続	5
再入国に関する手続	13
帰国時に必要な手続（※一時帰国は含まない）.....	14
入国管理局へのアクセス	16
各キャンパス最寄の市役所	18
在留資格に関するQ & A	20
国民健康保険	24
国民年金	26
マイナンバー制度.....	27

学生生活

学生生活の基礎知識	30
住居	36
健康管理.....	40
学生教育研究災害傷害保険	42
相談窓口	43
日本語サポートプログラム.....	46
国際交流	46
留学生特別入場証.....	47
その他	48

奨学金・授業料減免

奨学金（外国人留学生のみ対象）	50
授業料減免	62

緊急時の対応

交通事故発生時の対処	66
地震・火災の際の行動	67

キャンパスマップ

キャンパスマップ	70
----------------	----

日本在留中の諸手続

在留資格

在留資格

在留資格とは、外国人の方が日本に入国・在留して行うことができる活動を類型化したもので、法令によって定められています。日本に上陸しようとする外国人の方は、一定の在留資格に該当することの審査を受けなければなりません。また、日本に在留する外国人の方は、原則として、一定の在留資格をもって日本に在留するものとされています。

本学に在学する外国人の方は、ほとんどの方が「留学」という在留資格を与えられています。これは、日本の大学等の教育機関で教育を受ける活動を行う方を対象にした在留資格です。

在留資格の種類によっては、就労活動（アルバイトなど）が禁止されているものもあります。「留学」の在留資格もこれに該当します。ただし、「資格外活動許可」を取得すれば、定められた制限内で就労活動を行うことが可能です。

在留期間

在留期間とは、在留資格を与えられた外国人の方が日本に滞在することのできる期間です。つまり、在留期間の満了日までは、適法に日本に滞在することができます。在留期間の満了日を経過した後も日本に滞在し続けた場合は、不法滞在となり、最悪の場合、退去強制を命じられます。

「留学」の在留資格の場合、在留期間は、卒業までの所要年数、成績、生活状況などを考慮して決定されます。成績や生活状況が悪いと、在留期間が短くなったり、在留期間の更新が認められなくなりますので、充実した学生生活を送るように心がけてください。

在留カード

3ヶ月を越える在留期間を決定された外国人の方には、「在留カード」が交付されます。

在留カードの表面には、氏名、生年月日、性別、国籍、住居地のほか、在留資格、在留期間、在留期間の満了日などが記載されています。前述のとおり、在留期間の満了日を経過した後も日本に滞在し続けた場合は、不法滞在となりますので、在留期間の満了日には特に気を付けてください。

(表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 AB12345678CD
氏名 TURNER ELIZABETH				
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国				
DATE OF BIRTH 1985 12 31 SEX F NATIONALITY/REGION USA				
住居地 東京都千代田区豊町1丁目1番1号豊町ハイム202号				
ADDRESS 東京都千代田区豊町1丁目1番1号豊町ハイム202号				
在留資格 留学				
STATUS Student				
就労制限の有無 就労不可				
在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)				
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) 4 年 3 月 2018 10 20				
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局発) MOJ				
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日				
このカードは 2018年10月20日まで有効です。 法務大臣				
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD				

(裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

※入国管理局HPより引用

在留カードの裏面には、転居した場合の住居地の記載や、資格外活動許可を取得した場合のスタンプ、在留期間更新許可申請中のスタンプなどが捺印されます。

なお、在留カードが交付された外国人の方は、法令上、在留カードの携帯義務があります。在留カードを携帯していないと、在留カード不携帯罪になりますので、在留カードは常に携帯してください。

大学への在留報告

関西大学では、「出入国管理及び難民認定法第19条の17」および文部科学省からの通知「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知）」に基づき、外国人留学生の在留資格を管理しています。

外国人留学生のみなさんは、大学入学時および在留手続を行った場合には、以下の書類をWeb上で提出してください。

提出書類（JPEGまたはPNG）

〔入学時〕

1. 在留カード表面
2. 在留カード裏面
3. 旅券（パスポート）※顔写真のページ

〔在留手続後〕

1. 在留カード表面
2. 在留カード裏面

提出ページURL：<https://dia.jm.kansai-u.ac.jp/rgstr/>

※ITセンターから発行される、利用者ID・パスワードが必要です。

※国際部ホームページからもアクセスできます。

The screenshot shows the website of the Kansai University International Office. The main banner features the text "TRIPLE I 構想" (TRIPLE I Concept) with sub-headers "Intercultural", "Immersion", and "Initiatives". Below the banner, there is a section titled "What's new" with a list of recent updates. At the bottom of the page, there is a navigation bar with several links, including "協定校一覧" (List of Partner Schools), "広報物一覧" (List of Publications), "SANKUS" (Kansai University's English website), and "外国人留学生Web申請" (Foreign Student Web Application). A callout box with a hand icon points to the "外国人留学生Web申請" link, with the text "ここをクリック" (Click here). Another callout box points to the same link with the text "外国人留学生Web申請".

住居地に関する届出

入国時

外国人の方は、日本に入国した後90日以内に住居地を定め、住居地を定めた日から14日以内に、その市区町村の役所に、住居地を届け出なければなりません（3ヶ月以下の在留期間が決定された方や、「短期滞在」の在留資格の方は除きます。）。

- ・必要書類 転入届（役所に備え付け）
在留カードまたは後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券（パスポート）

転居時

転居により住居地が変わる場合にも、転居後14日以内に、転居先の市区町村の役所に新しい住居地を届け出なければなりません。同一市区町村内での転居の場合と、異なる市区町村への転居の場合では、手続きが異なります。

(1) 同一市区町村内での転居の場合

- ・必要書類 転居届（役所に備え付け）
在留カード

(2) 異なる市区町村への転居の場合

- ・必要書類 転入届（役所に備え付け）
転出証明書*
在留カード

※転出証明書は、旧住居地の市区町村の役所で、在留カードと転出届を提出することで取得できます。転居前に取得することをおすすめします。

在留手続

在留資格の変更や在留期間の更新、再入国許可など、在留資格に関する手続きは、住居地を管轄する入国管理局、支局、または出張所で行うことができます。「在留手続」は、外国人留學生のみなさんが日本に在留するために必要な法的手続きですので、手続期間を過ぎたり、手続きを忘れたりすることがないように、十分に注意してください。

「在留手続」後は、必ず大学への在留報告を行ってください。

活動機関に関する届出

留學生の活動機関（大学や日本語学校など）の名称・所在地に変更が生じた場合や、活動機関が消滅した場合または活動機関からの離脱や移籍をした場合には、その日から14日以内に入国管理局に対し届出が必要です。

●活動機関からの「離脱」の場合…卒業、除籍、退学など

(1) 必要書類

①届出書：参考様式1の2（離脱）

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②在留カード

●活動機関の「移籍」の場合…日本語学校を卒業して大学へ進学した場合など

(1) 必要書類

①届出書：参考様式1の3（移籍）または参考様式1の8（複数届出：「離脱」と「移籍」）

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②在留カード

※活動機関からの離脱と移籍を同時に届け出る場合は、参考様式1の8の書面で同時に届け出ることができます。

●届出先

最寄の入国管理局へ提出するか、または郵送で送付してください。郵送の際は、在留カードのコピーを添付してください。

郵送先は、以下の住所です。

(郵送先) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局在留管理情報部門届出受付担当

在留資格の変更

在留資格の変更とは、在留資格を有する外国人の方が、別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更する許可を受けることを言います。

本学で教育を受ける場合、基本的には「留学」の在留資格で在留することになります。その他、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「永住者」「家族滞在」の在留資格をお持ちの方も、本学で教育を受けることができます。

●「留学」の在留資格へ変更する場合

(1) 必要書類

①在留資格変更許可申請書（申請人等作成用）

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②在留資格変更許可申請書（所属機関等作成用）

※国際部へ作成を依頼してください。即日発行はできません。

③証明写真（縦4cm×横3cm） ※3ヶ月以内に撮影のもの

④在学証明書（入学前に手続をする場合は入学許可書）

⑤日本での生活費、学費等の支弁方法を証明する書類

※経費支弁者の在職証明書、収入証明書、預金残高証明書、両親からの送金証明書、奨学金の受給証明書、アルバイトの給与明細書など

⑥国民健康保険被保険者証の写し

⑦資格外活動許可申請書（資格外活動許可を希望する場合）

⑧旅券（パスポート）

⑨在留カード

※入国管理局から他の書類の提出を求められる場合があります。

(2) 審査期間について

審査期間は、2週間から1ヶ月とされています。審査内容によっては、1ヶ月以上かかる場合もありますので、余裕をもって申請してください。

(3) 審査結果について

審査結果の通知書が自宅に届きます。

通知書に記載の受け取り日時までに、以下の書類を持参のうえ、申請した入国管理局、支局、出張所で新しい在留カードを受け取ってください。

- ①旅券（パスポート）
- ②在留カード
- ③手数料納付書
- ④収入印紙4,000円分（手数料納付書に貼付）
- ⑤申請受付票
- ⑥通知書

(4) 不許可になった場合

在留資格の変更が不許可となった場合は、すぐに国際部へ申し出てください。

●卒業後も日本で就職活動が続ける場合

就職活動中の外国人留学生が、卒業・修了までに就職先が決まらない場合、「特定活動」の在留資格へ変更することで、卒業・修了後も日本で就職活動が続けることができます。「特定活動」の在留資格で付与される在留期間は6ヶ月で、1度だけ在留期間の更新をすることができるので、最長で1年間、就職活動が続けることが可能です。

卒業時に「留学」の在留資格の在留期間が残っていても、在留資格の変更が必要となりますので、卒業・修了するまでに手続きを行ってください。

なお、手続きに必要なとなる大学からの推薦状の交付については、卒業・修了の1ヶ月以上前に各キャンパスのキャリアセンター事務室へ申請してください。また、本学では、特定活動期間中の資格外活動（アルバイト等）は一切認めません。特定活動期間中は、就職活動に専念してください。

(1) 必要書類

①在留資格変更許可申請書

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②証明写真(縦4cm×横3cm) ※3ヶ月以内に撮影のもの

③大学からの推薦状

※詳細は必ずキャリアセンター事務室へ問い合わせてください。推薦状の交付には一定の条件があります。

④就職活動中の一切の経費支弁方法を証明する書類

※経費支弁者の在職証明書、収入証明書、預金残高証明書、両親からの送金証明書、奨学金の受給証明書、アルバイトの給与明細書など

⑤卒業証明書

⑥就職活動を継続して行っていることを明らかにする資料

※企業担当者とのメール文書、履歴書送付リストなど

⑦国民健康保険被保険者証の写し

⑧旅券（パスポート）

⑨在留カード

※入国管理局から他の書類の提出を求められる場合があります。

(2) 審査期間について

審査期間は、2週間から1ヶ月とされています。審査内容によっては、1ヶ月以上かかる場合もありますので、余裕をもって申請してください。

(3) 審査結果について

審査結果の通知書が自宅に届きます。

通知書に記載の受け取り日時までに、以下の書類を持参のうえ、申請した入国管理局、支局、出張所で新しい在留カードを受け取ってください。

①旅券（パスポート）

②在留カード

③手数料納付書

④収入印紙4,000円分（手数料納付書に貼付）

⑤申請受付票

⑥通知書

(4) 不許可になった場合

在留資格の変更が不許可となった場合は、すぐにキャリアセンター事務室へ申し出てください。

在留期間の更新

在留期間を超えて、引き続き在留することを希望する場合には、在留期間の更新を受けなければなりません。

更新を受けないまま在留期間の満了日を越えて在留し続けると犯罪になり、刑罰

を受けたり、退去強制処分を受けることがあります。在留期間の更新は、在留期間満了日の3ヶ月前から申請することができますので、オーバーステイ（不法滞在）にならないよう早めに準備してください。

また、在留期間を更新しても、資格外活動許可は自動的に更新されませんので、資格外活動許可が必要な方は、更新申請と同時に資格外活動許可の申請を行ってください。

(1) 必要書類（「留学」の在留資格の場合）

①在留期間更新許可申請書（申請人等作成用）

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用）

※国際部へ作成を依頼してください。即日発行はできません。

③証明写真（縦4cm×横3cm） ※3ヶ月以内に撮影のもの

④在学証明書

⑤成績証明書または研究内容証明書

⑥日本で経費支弁能力があることを明らかにする資料

※奨学金の受給証明書、両親からの送金証明書、アルバイトの給与明細書など

⑦国民健康保険被保険者証の写し

⑧資格外活動許可申請書（資格外活動許可を希望する場合）

⑨旅券（パスポート）

⑩在留カード

※入国管理局から他の書類の提出を求められる場合があります。

(2) 審査期間

審査期間は、2週間から1ヶ月とされています。審査内容によっては、1ヶ月以上かかる場合もありますので、余裕をもって申請してください。

(3) 審査結果について

審査結果の通知書が郵便で自宅に届きます。

通知書に記載の受け取り日時までに、以下の書類を持参うえ、申請した入国管理局、支局、出張所で新しい在留カードを受け取ってください。

①旅券（パスポート）

②在留カード

③手数料納付書

④収入印紙4,000円分（手数料納付書に貼付）

⑤申請受付票

⑥通知書

(4) 不許可になった場合

在留期間の更新が不許可となった場合は、すぐに国際部へ申し出てください。

資格外活動許可

「留学」の在留資格は、学習や研究活動を行うことを目的として取得するものであり、原則、アルバイト等の報酬を受ける活動や、収入を伴う事業を運営する就労活動を行うことができません。ただし、事前に資格外活動許可を取得すれば、これらの活動を行うことができます。

資格外活動許可を受けずにアルバイト等を行った場合や、許可の範囲を超えてアルバイト等を行った場合は法律違反となり、在留期間の更新ができなくなったり、退去強制処分といった不利益を受けるおそれがあります。

資格外活動許可申請は随時可能ですが、アルバイト等を行う前に許可を受ける必要があります。

※ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等、関西大学との契約に基づいて、報酬を受けて行う教育または研究を補助する一部の活動については、資格外活動の許可が不要な場合があります。詳しくは、国際部へ問い合わせてください。

(1) 必要書類

①資格外活動許可申請書

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②旅券（パスポート）

③在留カード

(2) 審査期間について

審査期間は、2週間から2ヶ月とされています。アルバイト等をする予定のある方は、早めに申請してください。

(3) 結果について

申請時に指定された期間内に、旅券（パスポート）および在留カードを、申請

した入国管理局、支局、出張所へ持参してください。なお、手数料は不要です。

(4) 注意点

- 資格外活動許可を取得しても、アルバイトを行うことができるのは、1週間に28時間までです。ただし、本学が学則で定める休業期間中（夏季休業・冬季休業・春季休業）は、1日8時間以内のアルバイトを行うことができます。休業期間は学年暦を確認してください。
- 資格外活動許可では行うことができないアルバイトがあります。例えば風俗営業や風俗関連営業を行っている店（キャバレー、スナック、パブ、パチンコ店、アダルトビデオ通信販売、インターネット映像提供、テレホンクラブなど）で行うアルバイトです。場所自体が留学生にふさわしくない観点から、このような店での掃除や皿洗いの仕事も認められません。
- 在留期間を更新しても、資格外活動許可は自動的に更新されません。更新後も引き続きアルバイトを行う予定のある方は、在留期間更新許可申請の際に、併せて資格外活動許可申請も行ってください。
- 在留期間更新の際、アルバイトの給与明細書の写しの提出を求められることがあります。給与明細書は捨てずに、保管してください。

在留カード再発行申請

紛失、盗難等により、在留カードを失った場合は、「在留カード再発行申請」が必要となります。申請は、在留カードを失ったことに気付いた日から14日以内に行ってください。

新しい在留カードは、原則として申請した日の翌日に交付されます。

(1) 必要書類

①在留カード再交付申請書

※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。

②証明写真（縦4cm×横3cm） ※3ヶ月以内に撮影のもの

③資格外活動許可申請書（既に資格外活動許可を取得している場合）

④旅券（パスポート）

⑤在留カードを失ったことを証明する資料

例：遺失届出証明書、盗難届出証明書、り災証明書など

※証明書等を提出することができない場合は、提出することができない理由および紛失状況を説明した理由書を提出してください。様式は自由です。



再入国に関する手続

みなし再入国の許可（国外での滞在期間が１年以内の場合）

日本を一時的に出国する（１年以内）場合には、必ずみなし再入国許可を取得してください。みなし再入国許可は、出国の際に空港の出国審査場で、『再入国出国記録（再入国EDカード）』に「みなし再入国許可による出国を希望する」旨のチェックを入れ、審査官に提示することで取得できます。

みなし再入国許可を受けずに出国すると、在留資格を失い、日本に再入国することができなくなります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から１年間ですので、１年以内に日本に帰国しなければ、再入国することができなくなります。また、出国の日から１年以内に在留期間の満了日が到来する場合には、みなし再入国許可の有効期間は、在留期間の満了日までになります。在留期間の満了日が迫っている場合には、出国前に在留期間の更新を受けてください。

- (1) 必要書類 ①再入国EDカード
 ②在留カード
 ③旅券（パスポート）
- (2) 手数料 不要

再入国許可（国外での滞在期間が１年を超える場合）

１年を超えて出国する予定がある場合には、事前に入国管理局で「再入国許可」を取得してください。

なお、再入国許可は、一度再入国すると失効する一時再入国許可と、期間中は何度でも再入国できる数次有効の再入国許可があります。

- (1) 必要書類 ①再入国許可申請書
 ※入国管理局で入手するか、法務省のホームページからダウンロードできます。
- ②在留カード
- ③旅券（パスポート）
- (2) 手数料 3,000円（一時）
 6,000円（数次）

帰国時に必要な手続（※一時帰国は含まない）

休学・卒業・退学（除籍を含む）となった場合、在留資格「留学」の在留期間が残っていても、日本に滞在することはできません。滞在を続けると違法となりますので、速やかに帰国してください。

帰国前には、次のことを確認し、必要な手続を行ってください。

役所手続

- ・必要書類 ①旅券（パスポート）
②在留カード
③国民健康保険証
④国民年金手帳（加入者のみ）

※他の書類の提出を求められる場合があります。

（１）転出の届出

転出届を住民登録担当窓口へ提出してください。国民健康保険や国民年金の脱退手続きより前に、この手続が必要です。

（２）国民健康保険の脱退・清算

国民健康保険の脱退手続きを行ってください。保険証の有効期限が出国日までで訂正されるので、出国日まで使えます。（※一部の市区町村の役所では保険証の返却を求められる場合があります）また、保険料の過不足を清算してください。

（３）国民年金の脱退（加入者のみ）

国民年金担当窓口へ脱退を申し出てください。

在留カード

日本を出国するときに、空港で在留カードを入国審査官に返納してください。

各種解約手続

(1)住居

契約書に記載された期日までに、家主または不動産業者に退去の旨を伝え、解約手続をしてください。申し出が遅れると次の月の家賃が請求されることがあります。

契約書に記載された内容をよく確認し、分からないことはあらかじめ管理担当者に聞くようにしてください。

部屋を退去するときは、入居時と同じように部屋を綺麗にしましょう。キズや汚れがあると敷金から修理代などが差し引かれます。敷金で足りない場合は、追加請求される可能性があります。

家具や寝具などの大型ゴミの処分については、自治体の規則に従ってください。なお、家電リサイクル法で指定される家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）については、購入した家電小売店などに回収を依頼してください。これらの処分には別途リサイクル料金が発生します。

(2)電気・ガス・水道

退去の1週間前までに、電力会社・ガス会社・市区町村等の水道部に解約の連絡をして、清算してください。

(3)電話・インターネット

電話・インターネットなどを利用している場合にはそれぞれ解約手続をしてください。

(4)銀行口座

日本で開設した銀行口座については原則、帰国前に解約をしてください。下記の必要書類を持って、銀行窓口で解約手続を行ってください。

ただし、奨学金や給与等の振込口座にしている場合は、解約のタイミングに注意してください。また、公共料金や各種支払いを口座引き落としで行っている場合は、口座を解約する前に清算してください。

- ・必要書類 ①在留カードまたは旅券（パスポート）
- ②口座を開設した際に使用した印鑑
- ③通帳およびキャッシュカード

重要：銀行口座を他人に譲り渡すことは禁止されています。犯罪組織の手に渡り、犯罪で得た金銭を管理する口座として利用される可能性がありますので、絶対に他人に譲渡しないでください。

入国管理局へのアクセス

在留資格に関する手続きは、住居地を管轄する入国管理局、支局または出張所で行うことができます。

大阪入国管理局

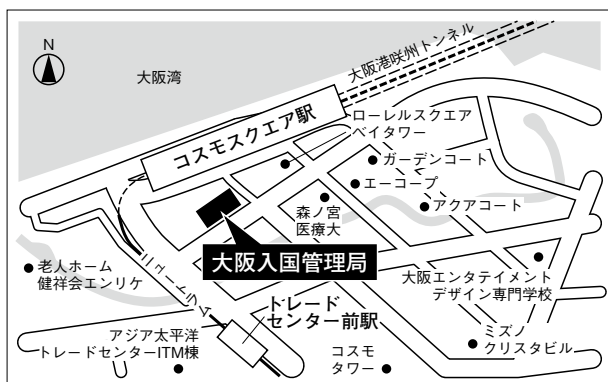
(管轄地域：大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県)

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29-53

※大阪市営地下鉄 中央線 「コスモスクエア駅」徒歩1分

TEL：06-4703-2100

受付時間：9:00～16:00（土、日曜日・祝日を除く）



京都出張所

管轄地域	京都府、滋賀県
住 所	〒606-8395 京都府京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第二地方合同庁舎 ※京阪鴨東線 「神宮丸太町駅」徒歩約1分
電 話	075-752-5997
受付時間	9:00～12:00, 13:00～16:00（土、日曜日・祝日を除く）

舞鶴港出張所

管轄地域	京都府、兵庫県
住 所	〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎 ※JR舞鶴線 「西舞鶴駅」 徒歩約25分
電 話	0773-75-1149
受付時間	9：00～12：00, 13：00～16：00（土、日曜日・祝日を除く）

奈良出張所

管轄地域	奈良県、和歌山県
住 所	〒630-8305 奈良県奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第二法務総合庁舎 ※JR桜井線 「京終駅」 徒歩約15分
電 話	0742-23-6501
受付時間	9：00～12：00, 13：00～16：00（土、日曜日・祝日を除く）

和歌山出張所

管轄地域	和歌山県、奈良県
住 所	〒640-8287 和歌山県和歌山市築港6-22-2 和歌山港湾合同庁舎 ※南海電気鉄道和歌山港線 「和歌山港駅」 徒歩約8分
電 話	073-422-8778
受付時間	9：00～12：00, 13：00～16：00（土、日曜日・祝日を除く）

大津出張所

管轄地域	滋賀県、京都府
住 所	〒520-0044 滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 ※JR東海道本線（琵琶湖線）「大津駅」 徒歩約3分
電 話	077-511-4231
受付時間	9：00～12：00, 13：00～16：00（土、日曜日・祝日を除く）

神戸支局

管轄地域	兵庫県
住 所	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎 ※JR神戸線 「三ノ宮駅」 徒歩約10分
電 話	078-391-6378
受付時間	9：00～16：00（土、日曜日・祝日を除く）

姫路港出張所

管轄地域	兵庫県
住 所	〒672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 姫路港湾合同庁舎 ※山陽電鉄 「飾磨駅」 徒歩約30分
電 話	079-235-4688
受付時間	9：00～12：00, 13：00～16：00（土、日曜日・祝日を除く）

【高槻キャンパス・高槻ミューズキャンパス】

高槻市役所 本館・総合センター

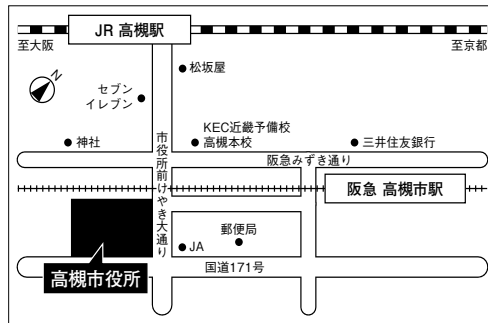
住 所：高槻市桃園町2-1

電 話：072-674-7111

時 間：8時45分から17時15分まで

休 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休日夜間受付：本館地下1階宿日直室で行っています。（電話 072-674-7000）



【堺キャンパス】

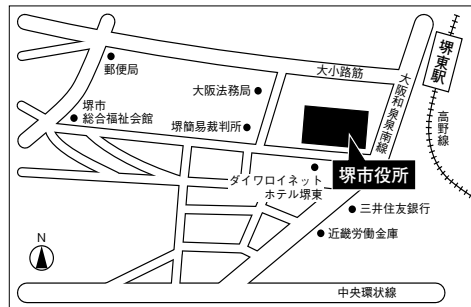
堺市役所 本館・高層館

住 所：堺市堺区南瓦町3-1

電 話：072-233-1101（代表）

時 間：午前9時から午後5時30分まで

休 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）



在留資格に関するQ & A

●在留期間の更新、在留資格の変更について

Q：入国管理局から「資料提出通知書」が届きました。どうすれば良いですか。

A：必ず国際部へご相談ください。万が一、資料提出通知書に記載してある期限までに、入国管理局が求めている書類が提出できない場合には、申請が不許可になってしまうことがありますので、くれぐれも期限に遅れないように注意してください。

Q：入国管理局に提出する書類について、有効期限はありますか。

A：日本で発行される書類については、発行日から3ヶ月以内の書類を提出してください。ただし、大学で発行する証明書は最新のものを提出してください。

Q：在留期間の更新について不安があります。誰に相談をすれば良いですか。

A：国際部では、入国管理局への申請に関する相談を随時受け付けていますので、不安がある場合にはそのままにせず、国際部へご相談ください。

Q：「留学」の在留資格について、在留期間の更新申請が不許可になってしまうのは、どのような事情が多いのでしょうか。

A：①成績状況が良くない ②法律で定められたアルバイトの時間を超えている
③日常生活において素行不良がみられる ④虚偽の書類を入国管理局へ提出したなどがあげられます。

「留学」の在留資格は、本学で勉強や研究をするためのものです。ルールを守って、充実した留学生生活を過ごすことに努めてください。

Q：在留期間の満了日になっても、入国管理局から更新の結果が届きません。オーバーステイ（不法滞在）になってしまいますか。

A：在留期間の満了日までに在留期間の更新または在留資格の変更の申請をした場合、審査結果が出る日または在留期間の満了日から2ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間は、適法に日本に滞在することができます。

※審査中は、在留期間中に受けていた資格外活動許可は有効のままです。また、再入国許可（1回限り）を受けることも可能です。

Q：「留学」の在留資格の在留期間は、何年になりますか。また、どのように在留期間を決めているのでしょうか。

A：4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月、3ヶ月のいずれかの在留期間を、卒業までの所要年数、学業状況、アルバイト、法律違反がないかなどを総合的に判断したうえで、入国管理局が決定します。

Q：出国中に在留期間の満了日を超えてしまった場合、海外で在留期間を更新することはできますか。

A：在留期間の更新、在留資格の変更の申請を海外ではできません。必ず在留期間の満了日までに日本へ戻って手続きをしてください。やむを得ない事情で、出国中に在留期間の満了日を迎える場合は、事前に国際部へご相談ください。

Q：在留期間の満了日までに更新申請をすることを忘れてしまいました。どうすれば良いですか。

A：至急、国際部へご相談ください。

●アルバイトについて

Q：資格外活動許可を取得するための条件はありますか。

A：資格外活動許可を取得するには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①アルバイトが勉学の障害にならないこと。
- ②学費その他の所要経費を補う目的で取得するためのものであり、貯金や仕送りを目的にするものではないこと。
- ③風俗営業または風俗関連営業を営む場所以外での勤務であること。
- ④1週間に28時間以内（学期で定める休業期間中は1日8時間以内）であること。
- ⑤本学に在学している期間に行うものであること。

Q：資格外活動許可を取得せずにアルバイトを行った場合には、どうなりますか。

A：処罰されたり、退去強制処分を受けることがあります。アルバイトをする際には、必ず事前に資格外活動許可を取得してください。

Q：アルバイトの時間制限を超過した場合、どうなりますか。

A：処罰されたり、退去強制処分を受けることがあります。

●家族の呼び寄せについて

Q：家族を夏季休暇に日本へ呼びたいと考えています。どうすれば良いですか。

A：短期滞在査証免除国の方でない場合には、短期間の滞在でも在外公館で短期滞在の査証申請が必要になります。この場合、査証申請に必要な書類を日本で作成し、本国のご家族に送付する必要があります。

詳細については、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>）をご覧ください。

Q：配偶者を日本に呼びたいと考えています。どのようにすれば良いでしょうか。

A：長期的に一緒に生活するためには、入国管理局へ「家族滞在」の在留資格についての在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。詳細については、法 務 省 ホ ム ペ ー ジ（http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_19.html）をご覧ください。

また、短期間の呼び寄せであれば、短期滞在の査証で呼ぶことも可能です。

●就職活動について

Q：日本で就職が決まりました。在留資格はどうすればよいですか。

A：「留学」の在留資格のままでは、働くことはできません。入社されるまでに在留資格の変更手続きを行ってください。

Q：卒業後、就職先が決まっていません。「留学」の在留資格のままで良いのでしょうか。

A：「留学」の在留資格は、本学に在学中のみ有効な在留資格です。そのため、就職活動をするための「特定活動」の在留資格に変更してください。

●その他

Q：休学する場合、「留学」の在留資格はどのような扱いになりますか。

A：原則として3ヶ月間以上留学生としての活動を行わない場合、在留資格が取り

消されることになりますので、休学する場合には、速やかに本国へ帰国するか、適切な在留資格への変更申請を行ってください。

なお、休学中にアルバイトをすることは、資格外活動許可を取得していたとしても、法律違反になりますので、絶対にしないでください。

Q：休学から復学するにあたり、在留資格認定証明書を取得したいのですが、どうすればよいですか。

A：関西大学で代行申請を行う場合がありますので、まずは国際部へご相談ください。

Q：除籍・退学した場合、在留期間の満了日まで日本に滞在することはできますか。

A：関西大学を除籍・退学した時点で、「留学」の在留資格は失われます。また、休学の場合と同様、除籍・退学後にアルバイトをすることは法律違反になりますので、絶対にしないでください。

Q：入国管理局への届出が必要な場合を教えてください。

A：氏名、生年月日、性別、国籍（地域）、に変更があった場合、他の大学へ転校する場合、本学を休学・除籍・退学する場合には、その事由が生じた日から14日以内に入国管理局へ届出を行う必要があります。

Q：留学期間が終わったため、本国へ帰国します。在留カードはどうすれば良いですか。

A：留学期間が終了し、本国へ帰国する場合は、空港での出国審査時に在留カードを返納してください。

国民健康保険

国民健康保険とは、日本で生活中に万が一、病気やけがをした時に、医療費の一部（一部負担金）を支払うことで診療を受けられる制度です。3ヶ月を超える在留資格がある外国人の方は、国民健康保険に加入することが義務付けられています。加入手続きを行うと、「国民健康保険被保険者証」（以下、「保険証」）が交付されます。医療機関の窓口で保険証を提示すると、原則として医療総額の30%の自己負担で診療を受けることができます。在留カードと同様に、保険証も常に携帯してください。

加入手続

国民健康保険への加入は、住居地の市区町村の役所で手続きしてください。手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- ・在留カード（住居地を届出済みのもの）
- ・旅券（パスポート）

※他の書類の提出を求められる場合があります。

保険料

保険料は必ず支払わなければいけません。

自宅に届いた納付書を持って、郵便局・銀行・コンビニエンスストアで支払いを済ませてください。保険料は日本における前年の所得金額により決定します。

詳しくは住居地の市区町村の役所に問い合わせてください。

転居時の手続

(1) 転居先が同一市区町村内の場合

住居地の市区町村の役所にて住居地変更の届出後に、新しい保険証が届きます。保険証が届き次第、古い保険証を転居後の住居地の市区町村の役所へ返却してください。

(2) 転居先が異なる市区町村の場合

転居届を提出する役所の保険担当窓口で転出予定日を伝えると保険証の表面に有効期限のスタンプが捺印されます。その後、転居先に新しい保険証が届きますので、保険証が届き次第、古い保険証を転居後の住居地の市区町村の役所へ返却し

てください。

脱退手続

卒業や就職等により帰国する場合は、住居地の市区町村の役所で脱退手続きをしてください。手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- ・在留カード
- ・旅券（パスポート）
- ・保険証

※他の書類の提出を求められる場合があります。

国民年金

国民年金は、日本国内に住民登録している20歳以上60歳未満のすべての人が加入するもので、将来年金を受け取ることができます。住居地の届け出を行った時点で強制加入となります。

学生納付特例制度

日本の大学に在籍中の学生については、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。住居地の市区町村の役所で手続きしてください。手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 在留カード（住居地を届出済みのもの）
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 学生証または在籍証明書

※追加書類を求められる場合があります。

納付後に卒業や就職等で帰国する場合

国民年金の保険料を6ヶ月以上納付した外国人の方が帰国する際に、加入期間等に応じた脱退一時金を2年以内に請求することができる場合があります。

詳しくは、住居地の市区町村の役所へ問い合わせください。

マイナンバー制度

マイナンバーとは

マイナンバーは、日本に住民票のある人全員が持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で使われます。マイナンバー制度は、行政の透明性を高め、便利で、公平・公正な社会を実現するために導入された社会基盤制度です。

外国人であっても、住民票のある中長期在留者、特別永住者等にはマイナンバーが通知されます。

マイナンバーの通知

マイナンバーは、住民登録の後、しばらくして住民票の住所に簡易書留で「通知カード」が郵送されます。住民登録をすれば、マイナンバーは決まりますので、その他の特別な手続きは不要です。

「通知カード」に有効期限はありません。捨てないで大切に保管してください。なお、以前から日本国内に住民登録をして居住していた方には、既に通知カードが送付されています。

「通知カード」は、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載された紙のカードで、写真がないので本人の証明書としては使用できません。

個人番号カード（マイナンバーカード）とは

個人番号カードは、申請すれば交付される顔写真のついたプラスチックのカードです（個人番号カードの取得は任意です）。

身分証明書としても利用できるほか、搭載されているICチップを利用した行政サービス（市区町村により異なる）に使用することができます。

ただし、個人番号カードを取得しても、在留カードは引き続き携帯する必要があります。

マイナンバーの利用場面

学生の場合、以下のような場面でマイナンバーの提示が必要となる可能性があります。

- (1) 引越しをするとき
- (2) アルバイトをするとき
- (3) 銀行や郵便局を利用するとき
- (4) 国民健康保険に関する手続きをするとき
- (5) 税金の手続きをするとき

その他にも、マイナンバーが必要になる場合がありますので、「通知カード」や「個人番号カード」は大切に保管してください。

マイナンバーの取り扱いに関する注意点

- (1) 「通知カード」や「個人番号カード」の記載事項（住所など）が変わった場合、市区町村の役所に届け出てください。
- (2) マイナンバーは非常に重要な個人情報です。他人に漏えいすると、不正に使用される場合があります。不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提示しないでください。
- (3) 逆に他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象になりますので、例えば友達であっても、マイナンバーを教えたり、聞いたりしないようにしてください。

帰国する際の取り扱い

日本での住民登録がなくなる場合には、市区町村の役所に「通知カード」や「個人番号カード」を返納する必要があります。カードの裏面に返納をした旨の記載がされた後、カードは手元に戻りますが、帰国後にもマイナンバーを確認する場面（税金関係など）が発生する可能性があるため、大切に保管してください。

マイナンバーに関する問合せ

- 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
0120-0178-26 マイナンバー制度に関すること
0120-0178-27 通知カード、個人番号カードに関すること
平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）
※個人番号カードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、
0120-0178-27にて24時間365日受付
※日本語のフリーダイヤルは、0120-95-0178です。

- マイナンバーに関する情報はこちらから

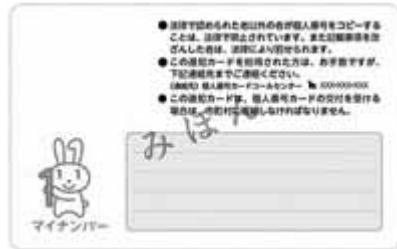
内閣官房 HP: <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
J-LIS HP: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

通知カード

(表面)



(裏面)



個人番号カード(マイナンバーカード)

(表面)



(裏面)



学生生活

学生生活の基礎知識

各種証明書の発行

●発行窓口

証明書の種類	手数料・その他	手続窓口			
		千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
* 在学証明書	100円	教務センター	総合情報学部 オフィス	ミューズ オフィス	堺キャンパス 事務室
* 成績証明書	100円				
研究内容証明書	300円				
* 卒業見込証明書	100円				
単位修得証明書	100円				
卒業証明書	100円				
調査書	300円				
外国文卒業証明書	300円				
外国文成績証明書	300円				
外国文証明書	300円				
通学証明書	窓口で随時発行します。	保健管理 センター	高槻キャンパス 保健室	ミューズ 保健センター	堺キャンパス 保健室
* 学割証	随時発行します。				
学生証 (再発行の場合)	学生証700円、在籍確認票200円 (印鑑が必要です。)				
健康診断証明書	※本学所定の 健康診断証明書：200円 本学所定用紙以外の証明書：500円 外国文証明書：1,000円				

※証明書自動発行機で即日発行できる証明書等は、上記表中に記載されている*印のものに限ります。

また、証明書自動発行機を利用する場合には、学生証とパスワードが必要です。

パスワードは新入生指導行事の各学部ガイダンスにおいてお知らせします。

パスワードを忘れた場合には、各キャンパスの発行窓口に出してください。

※健康診断証明書については、卒業見込者に限ります。

●証明書自動発行機

キャンパス	設置場所		取扱時間
千里山キャンパス	第2学舎1号館1階	ホール	月～金 9:00～18:30 土 9:00～17:00
高槻キャンパス	A棟1階	総合情報学部オフィス横	月～金 9:00～20:00 土 9:00～17:00
高槻ミューズキャンパス	西館2階(大学・大学院学舎棟)	ミューズオフィス横	月～金 9:00～20:00 土 9:00～17:00
堺キャンパス	A棟1階	堺キャンパス事務室横	月～金 9:00～18:30 土 9:00～17:00

※休業期間中は、取扱時間を変更しますのでインフォメーションシステムで確認してください。

学生証

学生証は、本学の学生としての身分を証明するとともに、近郊主要交通機関に対する通学証明書の役割も果たしています。また、図書館等の入館・入室や、証明書申請時等にも必要であることから、常に携帯し、他人への貸与や譲渡を行わないようにしてください。

【学生証の携帯】

学生証は常に携帯し、次の場合はこれを提示しなければなりません。

- 1 定期試験を受験する場合
- 2 本学教職員から請求があった場合（夜間に警備員から請求があった場合を含む）
- 3 各種証明書および学割証の交付を受ける場合
- 4 通学定期券または学生割引乗車券を購入の際、およびそれを利用して乗車・乗船し係員から請求があった場合

※学生証は他人に貸与したり、譲渡することはできません。

【紛失・汚損、盗難にあったとき】

学生証を紛失したり汚損した場合には、直ちに各キャンパスの手続窓口へ手数料（700円）を添えて学生証再交付願（用紙は手続窓口備付、印鑑必要）を提出し、再交付を受けてください。

また、学外での紛失・盗難にあった場合には、最寄りの警察に届け出ることも忘れないでください。

通学定期券の購入

JR・私鉄・バスの通学定期券を購入するときは、駅窓口（定期券販売所）に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入し、学生証と在籍確認票（兼通学定期券発行控）を提示して購入してください。

※年度内において継続購入する場合は、自動販売機等で購入することが出来る場合があります。

●購入にあたっての注意事項

（ア）通学区間以外は通学定期券を購入することはできません。

「通学区間」とは、現住所と大学の最短区間のことです。通学区間を変更する場合は、各キャンパスの手続窓口に届け出てください。

- (イ) クラブ活動やアルバイト等の目的では通学定期券を購入することはできません。
- (ウ) 大学に虚偽の届出を行って通学定期券を不正購入することや、通学定期券を他人に譲り渡す等の不正使用は絶対に行わないでください。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

●個人学生割引

実習あるいは帰省等のために、JR鉄道等の片道101km以上の区間を乗車・乗船する場合に利用することができます。割引率は普通運賃の2割です。

●取得方法

証明書自動発行機で即日発行

●注意事項

- (ア) 有効期限は発行日から3ヶ月以内です。
- (イ) 学割証の発行限度枚数は年度ごとに1人10枚に限り、1回の発行枚数は原則1週間に2枚以内です。
- (ウ) 学割証は、学生証を携帯しない場合は購入および使用できません。
- (エ) 学割証を本人以外の者が使用する等の不正使用は絶対に行わないでください。
- (オ) その他学割証裏面に記載されている注意事項を厳守してください。

授業時間

時 限	授業時間帯	時 限	授業時間帯
1 時限	9 : 00 ～ 10 : 30	5 時限	16 : 20 ～ 17 : 50
2 時限	10 : 40 ～ 12 : 10	6 時限	18 : 00 ～ 19 : 30
3 時限	13 : 00 ～ 14 : 30	7 時限	19 : 40 ～ 21 : 10
4 時限	14 : 40 ～ 16 : 10		

※総合情報学部（高槻キャンパス）、社会安全学部（高槻ミュージズキャンパス）においては、7時限はありません。

●休業・休講

大学行事をはじめ、夏季休業や冬季休業などの予定については、当該年の年間行事予定表（学年暦）が毎年作成され、これを「インフォメーションシステム」や大学ホームページ（<http://www.kansai-u.ac.jp/index.html>）に掲載していますので、必ず参照してください。また、担当教員の都合による休講については、「インフォメーションシステム」に掲載します。

暴風警報等発令および交通機関の運行停止の場合への対応

- 1 暴風警報等の発令および交通機関の運行停止に伴う休業等は、下表の通りとします。なお、授業時間中に暴風警報等が発令されたときは、授業を中止し、授業時間を短縮します。

6時までに終了・解除	平常どおり
10時までに終了・解除	第3時限から授業
13時までに終了・解除	第6時限から授業
13時を過ぎて終了・解除	休業

※「暴風警報等の発令」とは、暴風警報または特別警報が大阪府の市町村のいずれかに発令されている状態をいいます。

※「交通機関の運行停止」とは、次項に規定する区間における全面運休をいいます。該当交通機関での事故等による一時的な運転の見合せの際は、休業等としません。

- 2 第1項の交通機関とは、キャンパス等ごとに次のいずれかとします。

- (1) 千里山キャンパスおよび南千里国際プラザ

- ア 阪急電鉄（全線）
- イ JR西日本（京都―三ノ宮間）

- (2) 高槻キャンパス

- ア 阪急電鉄（全線）
- イ JR西日本（京都―三ノ宮間）
- ウ 高槻市営バス（全線）

- (3) 高槻ミューズキャンパス

- ア 阪急電鉄（全線）
- イ JR西日本（京都―三ノ宮間）

- (4) 堺キャンパス

- ア 南海電鉄（全線）
- イ JR西日本（天王寺―和歌山間）

- 3 上記にかかわらず、授業を短縮または休講とする場合や試験実施日の取扱いは別途インフォメーションシステム等でお知らせします。

遺失物・拾得物の取り扱い

学内で物を紛失したり、拾得した場合には、「遺失・拾得物等に関する取扱い要領」(HAND BOOKに掲載)に基づいて、速やかに最寄りの「取扱窓口」にて手続きを行ってください。

●取扱窓口

千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
授業支援ステーション 総合図書館 中央体育館事務室 学生生活支援グループ スポーツ振興グループ ITセンター キャリアセンター	高槻キャンパスオフィス	ミューズオフィス	堺キャンパス事務室

※遺失物を引き取る際には、学生証または本人確認書類を持参してください。

※拾得物は、各窓口へ届けられた日から3ヶ月間保管します。

●遺失物

取扱窓口へ「遺失物届」を届け出てください。この届の有効期限は届出日から3ヶ月間です。

○学生証を紛失した場合

⇒ 各キャンパスの手続窓口にて再発行の手続きを行ってください。

○キャッシュカード・クレジットカード等を紛失した場合

⇒ 銀行やクレジットカード会社等に連絡して、利用停止等の手続きを行ってください。

●拾得物

学内で拾得した物品、金銭等については、取扱窓口まで届け出てください。

なお、拾得物の保管期間は遺失物法により3ヶ月間となっています。保管期間が経過した物については、廃棄処分としますのでご注意ください。

●落とし物コーナー

千里山キャンパスにおいては、拾得物は届けられた窓口において2週間保管され、その間に落とし主からの申し出がない場合には、「落とし物コーナー」に拾得物を集約します。遺失物を探す場合には、一度、訪ねてみてください。ただし、氏名や、学籍番号が明記されている拾得物については、該当者に大学から連絡します。

〔窓口取扱時間〕月曜～金曜13:00～17:00

(上記時間帯以外でのお問い合わせは、学生生活支援グループまでお尋ねください。)

●忘れ物や盗難に注意

最近、学内での忘れ物や落し物が増えています。また、盗難の被害に遭わないためにも、次の自己管理に取り組んでください。

- ・できる限り自分の持ち物には、学籍番号・氏名を記入すること
- ・貴重品の入ったカバンやバッグ等を、席を確保しようとして教室や食堂、図書館等に放置しないこと
- ・図書館や体育館等でロッカーを使用する際には、必ず施錠し、現金や貴重品は必ず身につけ、各自の責任で管理すること
- ・課外活動で部室や会議室等を利用する際にも、貴重品からは決して目を離さないこと

●盗難届

本学の構内で盗難にあった場合は、各キャンパスの取扱窓口へ届け出てください。

住居

関西大学の留学生向けの寮は部屋数が限られており、外国人留学生の多くは、下宿生活をしています。契約・入居にあたっては、事前に日本のルールを確認してから部屋探しを行ってください。

下宿先の紹介

下宿斡旋を希望される方は、下記窓口へ問い合わせてください。

株式会社 関大バンセ 関西大学千里山キャンパス 100周年記念会館内1階	営業時間：9:00～17:00（日・祝日は除く） 電話番号：06-6368-0011 フリーダイヤル番号0120-76-8070 （※日本国内のみから問い合わせ可能） URL：http://kandai-pensee.co.jp/sumai/
関西大学生生活協同組合 一人暮らしサポート事業部 関西大学千里山キャンパス 凜風館内3階	営業時間：10:00～17:00（日・祝日は除く） 電話番号：06-6368-7533 URL：http://kandai-heya.jp/

契約時の費用

日本では契約・入居にあたり、多くの場合以下の費用が必要となります。住居費のために使うことができる金額をあらかじめ考えておくことをおすすめします。

手付金	契約が成立した際に必要な一時金の事で、部屋代（家賃）の1ヶ月程度が一般的です。
敷金	家主に保証金として預けておく費用です。部屋代（家賃）の1～2ヶ月分程度が一般的です。解約の際に、未納家賃、部屋の修理・清掃費用などを差し引いて、残りがあれば返金されます。
礼金	家主に対しお礼の意味で支払われる費用です。解約の際に返金されません。
仲介手数料	不動産業者に支払う手数料です。部屋代（家賃）の1か月分程度が一般的です。

※一般的に家具は付いていません。

※契約期間は通常1～2年間です。さらに契約を続けるためには、更新手続きが必要な場合があります。

入居中の費用

入居中は物件賃貸料として、一般的に以下の費用を支払います。通常前払いとなっており、毎月月末までに翌月分を支払います。

部屋代（家賃）	月末までに、翌月分の家賃を前払いすることが原則です。
共益費	共同部分（階段・通路など）の電気代・水道代・清掃費などの費用です。一般的に部屋代（家賃）と一緒に支払います。
光熱水費など	水道代、ガス代、電気代などの費用です。

※部屋代（家賃）は、必ず期限内に支払ってください。

一般的な注意事項

【入居時】

- ・ 契約は、トラブルを防ぐためにも口約束ではなく必ず文書を取り交わしてください。
- ・ 契約書の内容は理解できるまでよく読んでください。
- ・ いったん契約（約束も含めて）すると、原則として、支払ったお金は返還されないので慎重に契約することを心がけてください。
- ・ 契約者以外の人が同居することはできません。

【退去時】

- ・ 転居や、卒業・修了などで退去する場合、まずは契約内容を読んで退去時に必要な手続きを確認してください。
- ・ 必ず退去する旨を事前に家主・不動産会社に連絡してください。いつまでに連絡が必要かは住居によって異なります。
- ・ 退去時は入居したときと同じ状態に戻す必要があります。部屋を汚したまま退去するとクリーニング費用や修繕費用を請求されることがあります。
- ・ 不要品は定められた方法で処分し、部屋に物を残さないようにしてください。
- ・ 最後の入居月の「光熱水費」の清算も忘れずに行ってください。

連帯保証人と留学生住宅総合補償制度

日本で民間宿舎等へ入居するための賃貸借契約をする場合、連帯保証人が必要となります。しかしながら、外国人留学生のみなさんにとって、日本で連帯保証人を見つけることは困難な場合があります。

関西大学では、関西大学生活協同組合（以下、関大生協）と提携し、連帯保証人を見つけることが困難な外国人留学生に対して、関大生協で賃貸借契約をすることを前提として関大生協が連帯保証人となる制度があります。

この場合、留学生住宅総合補償への加入が必須となりますが、その保険料等負担金（4,000円／年）についても関大生協が負担いたします。ただし対象者は、在留資格「留学」（取得または変更申請中）の外国人留学生に限ります。

留学生住宅総合補償についての詳細は、関大生協での契約時に説明を受け、十分に理解してください。

学生会館・社員寮

国際部では、他団体が運営する留学生向けの学生会館や社員寮の入居者を募集することがあります。募集については、インフォメーションシステムの個人伝言で連絡します。

(1) エル・セレーノ紅梅町

運 営 (公財) 大阪国際交流センター
住 所 大阪市北区紅梅町6-6
家 賃 シングルタイプ (単身型) 18,100円～30,000円 (月収による)
ファミリータイプ (世帯型) 28,500円～47,200円 (月収による)
入居期限 入居時に在籍する課程の最短修業年限内
募集期間 12月

(2) 大阪府堺留学生会館オリオン寮

運 営 (公財) 大阪府国際交流財団
住 所 堺市北区東上野芝町2丁226番
家 賃 26,000円
入居期限 原則 2 年
募集期間 1 月および 8 月

(3) 兵庫国際交流会館

運 営 (独) 日本学生支援機構大阪府国際交流財団
住 所 神戸市中央区脇浜町1-2-8
家 賃 単身用 35,000円
入居期限 最短修業年限内で3年以内
募集期間 随時

(4) 社員寮

(公財) 留学生支援企業協力推進協会が行う支援活動プログラムのひとつで、日本企業が社員寮の一部を留学生に提供しています。
家賃は6,000～12,000円ほどで、有料での食事提供がある寮もあります。



健康管理

保健管理センター

千里山キャンパスの保健管理センターでは、学生および教職員の健康の保持、増進を目指し、健康管理や健康相談、応急処置などを行っています。また、各キャンパスにも保健室が設置されています。

●業務取扱時間

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	保健管理センター	高槻キャンパス保健室	ミューズ保健センター	堺キャンパス保健室
開室時間	【保健管理センター】 月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 【関西大学第一診療所】 月～金 9:30～12:00 13:30～15:30	月・火・木・金 9:00～18:00 水 9:00～17:00	月～金 9:00～17:00	月～金 9:00～17:00
場 所	新関西大学会館北棟 4階	K棟北 1階	西館 9階	A棟 1階
連 絡 先	06-6368-1175	072-690-2170	072-684-4120	072-229-5090

*春季休業・夏季休業および冬季休業を含め、開室日・開室時間は変更になる場合があります。

●定期健康診断

毎年4月に全学年を対象に定期健康診断を実施しています。これは、学校保健安全法により年1回必ず受診するよう義務づけられているものです。日程については、インフォメーションシステム等でお知らせしますので、各自で確認をして、必ず受診してください。また、健康診断を受診していないと「健康診断証明書」の発行ができませんので注意してください。

●健康管理・健康相談

定期健康診断において、病気もしくはその疑いが見つかった場合、本人宛に通知し、上表の窓口において、再検査や精密検査を実施し、その結果に基づいて、保健指導や病院紹介等を行います。

また、病気や食生活をはじめ、健康上で悩みなど自己解決が困難な場合は、医師・保健師・看護師が相談に応じています。

●健康診断証明書の発行

卒業見込者は証明書自動発行機で、卒業見込者以外の方は上表に記載の窓口で申込を受け付け発行しています。また、進学、留学や就職などで指定用紙による健康

診断証明書が必要な場合も、上表に記載の窓口で申し込んでください。

●応急処置

急病やケガの応急処置を行っています。

●診療

関西大学第一診療所（千里山キャンパス）に限り、風邪をひいた、胃腸の調子が悪いなどの日常おこりうる病気に対する診療を行っています。なお、第一診療所は保険医療機関として保険診療を行っていますので、受診の際には健康保険証を提示のうえ受診してください。

＊「学生用被保険者証」や「遠隔地被保険者証」について

保険診療を受ける際には健康保険証が必要です。下宿や寮生活をしている学生には、本人だけの保険証「学生用被保険者証」または「遠隔地被保険者証」が発行されます。在学証明書および所定の申請書類を用意し、関係先の健康保険組合または市区町村の役所・役場にて交付申請してください。

多言語対応の病院情報

英語や他言語で対応が可能な病院や歯科医院を検索する場合は、以下のサイトを活用してください。

インホス (InHos) <http://inhos.net/>

多言語医療問診システム

日本語で体の症状を伝えるのが不安な方は、病院に行く前に、インターネットから簡単に多言語問診を行うことができます。

問診結果を印刷して病院へ持って行きましょう。

M³ (エムキューブ) <http://sites.google.com/site/tabunkam3/>

学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中に、不慮の災害事故が発生し、傷害を受けた場合に、保険金の給付が受けられるよう、全学生を対象として、大学負担において一括して加入しています（病気は対象になりません）。

●教育研究活動中とは？

正 課 中	講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間。指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間。
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
課外活動中	大学の規則にのっとった所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で行う文化・体育活動を行っている間。
上記以外で大学施設内にいる間	大学が教育活動のために所有、使用、または管理している学校施設内にいる間。主に休憩中。

●取扱窓口（保険金請求書取扱窓口）

事故発生状況	正課中（授業中等）	課外活動中（体育会以外の大学届出団体等）	課外活動中（体育会）
	学校行事中（入学式・卒業式等）	学校行事中（学園祭等）	
キャンパス	キャンパス内での休憩中		
千里山キャンパス	教務センター（庶務窓口）	学生生活支援グループ	スポーツ振興グループ
高槻キャンパス	高槻キャンパスオフィス		
高槻ミュージズキャンパス	ミュージズオフィス		
堺キャンパス	堺キャンパス事務室		

※上表の活動範囲以外での事故については、別途取扱窓口まで相談してください。

●保険の内容

種 類	適 用	正課中・学校行事中	キャンパス内での休憩中・課外活動中
死亡保険金		1,200万円	600万円
後遺障害保険金		後遺障害の程度に応じて 72万円～1,800万円	後遺障害の程度に応じて 36万円～900万円
医療保険金		治療日数1日以上でその日数に応じて 3,000円～30万円 (入院加算金) 入院1日につき4,000円 *180日を限度とします。	治療日数14日以上でその日数に応じて 3万円～30万円

●事故が起きたときの手続き（事故が起これば、次の順に手続きをしてください。）

- 1 速やかに各キャンパスの取扱窓口へ連絡してください。
- 2 「事故報告書」を受け取り、必要事項を記入して事故確認者からの確認を受けた後、各キャンパスの取扱窓口へ提出してください。（事故発生後20日以内）
- 3 治療したら、各キャンパスの取扱窓口で「保険金請求書」等の書類を受け取ってください。
- 4 「保険金請求書」に必要事項を記入のうえ、各キャンパスの取扱窓口へ提出してください。

※保険金は原則として、被保険者（本人）が指定した銀行口座に振り込まれます。

●その他の保険（任意加入）

●関西大学共済保障制度（総合保険）…関西大学共済会（電話番号：06-6368-1964）

「学生教育研究災害傷害保険」を補完する制度です。
不慮の事故等に備えて、関西大学全学生の原則加入を推奨しています。
万一来て、ぜひ加入を検討してください。

- インバウンド留学生向け付帯学総（外国人留学生のみ加入できる制度です）
…関大バンセ（電話：06-6368-0011）
- 学研災付帯賠償責任保険（賠償責任保険）
…インターンシップ、教育実習等の各取扱窓口
- スポーツ安全保険（傷害保険・賠償責任保険）
…公益財団法人スポーツ安全協会（URL：<http://www.sportsanzen.org/>）
- TSマーク付帯保険（自転車保険）
…公益財団法人日本交通管理技術協会（URL：<http://www.tmt.or.jp/>）

自転車保険の加入義務づけについて

大阪府では「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車を利用する者は自転車保険（自転車事故による相手方を補償する「個人賠償責任保険」）への加入が義務付けられています。

関西大学への通学や課外活動を含め、大阪府下で自転車を利用する皆さんは、自転車保険に加入する必要があります。自転車保険に加入しているかを確認し、未加入の場合はすみやかに手続きを行ってください。

なお、関西大学の学部生・大学院生については、原則加入を推奨している「関西大学共済保障制度」に加入していれば、その「賠償責任共済」が適用されます。

相談窓口

ここ数年、不安や悩みを抱える大学生が増加し、キャンパス内にある相談室に訪れる学生も増加しています。

本学ではさまざまな問題について、皆さんが相談できる環境を整備しています。相談内容に応じて、次のような窓口を設けていますので、ひとりで悩まずに相談窓口を気軽に訪ねてみてください。

「どこに相談に行けばいいかわからない」といった場合は、学生相談・支援センター（千里山キャンパス新関西大学会館北棟1F・06-6368-1373）を訪ねてください。相談内容に応じて下記の相談窓口等をご案内します。いずれの相談において

も個人の秘密は守られます。

※ 夏季休業・冬季休業および春季休業を含め、開室日・開室時間は変更になる場合があります。
 ※ 休業日は大学の休業日に準じます。

◎学生生活全般の悩み

対人関係、家庭、経済、課外活動などの大学生活におけることや、性格、思想等に関する悩みなど。

将来のことが気になる、悩みがあるけれど誰に相談してよいかわからないなどの場合。

(他の相談窓口への紹介も行っています。)

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	学生生活支援グループ	高槻キャンパスオフィス	ミューズオフィス	堺キャンパス事務室
電話番号	06-6368-0157	072-690-2161	072-684-4000	072-229-5022
開室時間	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	月～土 9:00～17:00	月～土 9:00～17:00	月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
窓 口	大学学生相談室			
電話番号	06-6368-1307			
開室時間	月～金 10:00～17:00			

◎修学上の悩み

授業のこと、単位修得のこと。

(内容によっては、学識と経験豊かな各学部の学生相談主事の先生と連携しながら、相談に応じます。)

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	教務センター	総合情報学部オフィス	ミューズオフィス	堺キャンパス事務室
電話番号	06-6368-1148	072-690-2151	072-684-4000	072-229-5022
開室時間	月～金 9:00～18:30 土 9:00～17:00	月～土 9:00～17:00	月～土 9:00～17:00	月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
窓 口	学部学生相談室	学部学生相談室	学部学生相談室	学部学生相談室

障がいのある学生に対する修学支援に関すること。

(障がいのある学生に対する修学支援の窓口を設け、障がい学生支援コーディネーターが相談に応じています。)

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	学生相談・支援センター	総合情報学部オフィス 高槻キャンパスオフィス	ミューズオフィス	堺キャンパス事務室
電話番号	06-6368-1373	072-690-2151 072-690-2161	072-684-4000	072-229-5022
開室時間	月～金 9:00～17:00	※専用の窓口は設けておりませんが、学生相談・支援センターと連携をとりながら対応しています。		

◎健康に関する悩み

健康に関する情報を知りたいとき、病気やケガをしたとき、健康診断に関する問い合わせなど。

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	保健管理センター	高槻キャンパス保健室	ミューズ保健センター	堺キャンパス保健室
電話番号	06-6368-1175	072-690-2170	072-684-4120	072-229-5090
開室時間	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	月・火・木・金 9:00～18:00 水 9:00～17:00	月～金 9:00～17:00	月～金 9:00～17:00

◎心理的な悩み

友達や家族のこと、気分が落ち込む、眠れない、やる気がおきないなどの悩みがある場合。

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	心理相談室	心理相談室	心理相談室	心理相談室
電話番号	06-6368-0278	072-690-2432	072-684-4105	072-229-5174
開室時間	月～土 9:00～17:00	月・火・木・金 10:00～16:00	月～金 10:00～16:00	月・火・木・金 10:00～16:00

◎進路、就職に関する悩み

将来の進路選択、就職活動全般に関する相談や悩みなどがある場合。

キャンパス	千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
窓 口	キャリアセンター 事務局	キャリアセンター 高槻キャンパス分室	キャリアセンター 高槻ミューズキャンパス分室	キャリアセンター 堺キャンパス分室
電話番号	06-6368-0162	072-690-2164	072-684-4038	072-229-5124
開室時間	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	月～水・金 9:00～17:00 木 9:00～19:00	月～金 9:00～17:00	月～金 9:00～17:00
窓 口	キャリアセンター 理工系事務局			
電話番号	06-6368-0253			
開室時間	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00			
窓 口	キャリアデザインルーム			
電話番号	06-6368-0202			
開室時間	月～金 10:00～16:30			
窓 口	就職情報資料室			
電話番号	06-6368-0202			
開室時間	月～金 9:00～18:50 土 9:00～16:50			

上記の他に、大阪市内におけるキャリア拠点として、梅田キャンパスに「キャリアアセンダー梅田オフィス」を設置しています。

窓 口	キャリアアセンダー梅田オフィス (関西大学梅田キャンパス 5 階)
電話番号	06-4256-6504
開室時間	月～金 10:00～18:00

日本語サポートプログラム

国際部では、留学生の皆さんが充実した学生生活を送れるように、様々な日本語サポートプログラムを用意しています。皆さんの日本語学習にお役立てください。

プログラム名	内容	レベル	形態	対象	定員
アカデミック・リテラシー養成講座	学部における卒業論文や大学院レベルでのレポート作成時に必要となる日本語のアカデミック・リテラシーを実践形式で学ぶ。	上級	講座 (週90分×10週)	学部3・4年次生 大学院生 外国人研究生	15名
日本語会話 ブラッシュアップセミナー	日本社会に順応するために必要な生活場面における日本語会話を実践形式で学ぶ。	中級 ～ 上級	講座 (週30分×10週)	正規留学生 交換受入留学生 (N3レベル以上)	15名
日本語アカデミック・ライティング講義 動画配信	文章表現、参考文献の探し方及び書き方、論文の構成等を配信動画で学ぶ。	上級	動画配信 (5月～翌年3月)	正規留学生 外国人研究生	なし
日本語チューター・チューティー制度	チューター（日本人学生）がチューティー（外国人留学生）の学習（主に日本語）や日常生活に関する助言・協力を行う。	初級 ～ 上級	個別支援 (5月～7月) (10月～翌年1月)	正規留学生 外国人研究生 交換受入留学生	なし
日本語ライティング・個別相談	持込論文・レポート等を用い、日本語の文章表現や構成等についてアドバイスを受ける。	上級	個別相談 (週2日・各日2時間)	正規留学生 外国人研究生	各日 4名

※ プログラム及び実施内容は変更する場合があります。
各プログラムの詳細や申込方法は、決定次第、インフォメーションシステムでお知らせします。

国際交流

国際部では年間を通して、外国人留学生と日本人学生、地域との相互交流のためのアクティビティを開催しています。キャンパス内で気軽に参加できる日本文化体験、日本語サポート、生活相談、スポーツイベント、交流パーティーから、キャンパスを一步出て地域の家庭を訪問するホームビジットや日本社会について考えるスタディ・ツアー、博物館・文化財へのフィールド・トリップまで内容は多岐に渡ります。また参加者としてだけでなく、外国人留学生が主体となってイベント・プログラムに取り組む機会もあります。外国語会話交流会や多文化セミナーで講師として母国の言語や文化を教えることで、プレゼンテーション能力や異文化コミュニケーション能力を伸ばしてみませんか。国際部のアクティビティを積極的に活用し、関西大学での学生生活をより充実したものにしてください。

外国語会話交流会（千里山キャンパス）

…外国人留学生の皆さんが講師となって、関西大学の学生を対象に、母国の言語や文化について教えながら交流を深めるプログラムです。また外国人留学生の皆さんのために、日本語クラスも開催しています。

カンバセーションパートナー・プログラム

…国際部がマッチングする関大生同士のパートナーがお互いの言語を教え合うプログラムです。活動内容・時間はパートナーと自由に決めることができます。

グローバル・ランチ・ピクニック（千里山キャンパス）

…学期始まりの昼休みの時間帯を利用して実施する外国人留学生と一般学生のランチ交流会です。気軽にランチを持ち寄って交流を楽しむことができます。

スプリングランチ／ウィンターランチ（高槻・高槻ミューズ・堺キャンパス）

…4月と12月に実施する外国人留学生と一般学生のランチ交流会です。またランチ後にはミニ外国語会話交流会も実施します。

留学生特別入場証

国際部では、外国人留学生の皆さんが無料で美術館や博物館などに入場できる「特別入場証」を配布しています。

「特別入場証」を活用して、各文化施設を訪れ、文化を通じて日本・大阪への理解と親しみを深めてみてはいかがでしょうか。

希望者は、指定された期間内に学生証を持って国際部へお越しください。



その他

キャンパスへの通学

○自動車・バイク通学の全面禁止

関西大学では、自動車・バイクによる通学を禁止しています。

○自転車は指定駐輪場へ

学内の教育環境の維持・整備を目的に、各キャンパス内に自転車専用の駐輪場を設置しています。

自転車で通学される場合は、必ず指定駐輪場を利用してください。最近、学内で自転車の盗難が多発しています。盗難を防止するために、指定駐輪場では必ず鍵をかけてください。

自転車を盗んだ場合は、「窃盗（10年以下の懲役）」「遺失物等横領（1年以下の懲役または10万円以下の罰金）」の罰が科せられます。

○大学周辺での不法・迷惑駐輪はやめましょう！！

大学周辺での不法・迷惑駐輪があとを絶たず、連日多くの苦情が寄せられています。不法・迷惑駐輪の自転車やバイクは通行の妨げや事故の原因となり大変危険です。みなさんが不快な思いをしたり、事故なく生活できるよう、不法・迷惑駐輪は絶対にしないでください。

○電車内、通学（歩行）マナー

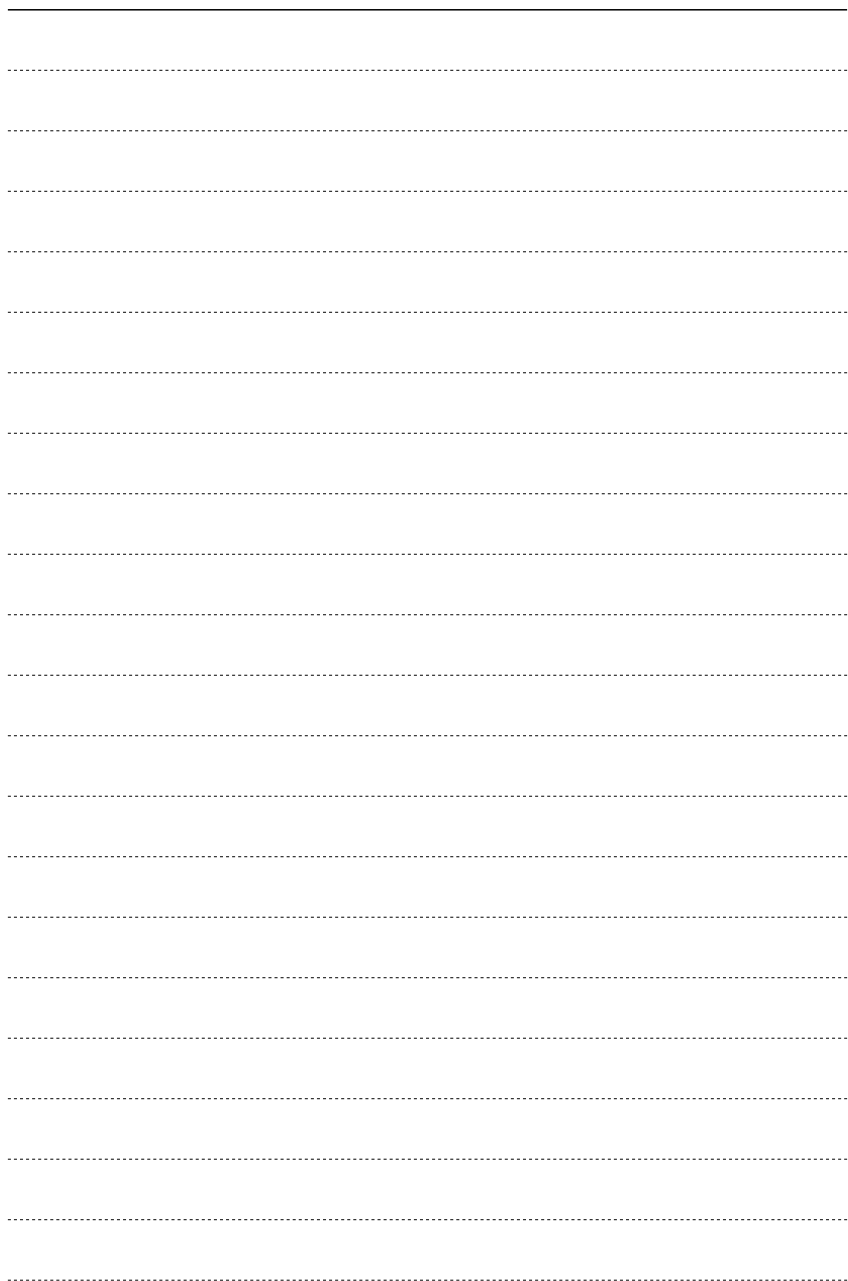
電車やバスなど公共交通機関の乗車マナーやキャンパス周辺の通行マナーについての苦情が数多く報告されています。これらの場所は、関大生のためだけのものではありません。周囲の方の迷惑にならないよう、関大生として良識のある行動を取ってください。

禁煙・分煙

関西大学では、2021年4月からのキャンパス全面禁煙に向けて取り組んでいます。

キャンパス内は「指定喫煙所」以外、禁煙です。

※建物内や歩行中の喫煙は禁止です。



¥ 奨学金・授業料減免

奨学金（外国人留学生のみ対象）

国際部では、私費外国人留学生のみを対象とした奨学金を取り扱っており、奨学金出願登録をした学生の中から、各奨学金の推薦条件を満たす学生を随時推薦します。

※私費外国人留学生以外の学生も対象となる奨学金については、奨学支援グループへ問い合わせてください。

出願資格

正規課程に在籍し、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生。

※当該年度に在留資格を「留学」へ切替予定の方は国際部へご相談ください。

※国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、留学生別科生および非正規生は出願できません。

出願方法

奨学金への推薦を希望する学生は、「関西大学 外国人留学生Web申請」から出願登録をしてください。出願登録をした全員が推薦されるわけではありません。

なお、出願登録は年度毎に必要です。

URL : <https://dia.jm.kansai-u.ac.jp/rgstr/>

※国際部ホームページからもアクセスできます。

※在留カードを未登録の方は出願できません。

出願期間

新 入 生…新入生（外国人留学生向け）オリエンテーションにおいて、連絡いたします。

上位年次生…申請前年度の秋学期に実施する外国人留学生（上位年次生向け）オリエンテーションにおいて、連絡いたします。

各オリエンテーションに欠席した場合は出願を受け付けませんので、必ず出席してください。

推薦候補者の選定

奨学金への推薦については、学業成績をもとに推薦順位を決定し、各奨学金の推薦条件を満たす上位者を国際部で選定します。

奨学金によっては国籍や学年、その他の条件が推薦条件に含まれる場合がありますので、必ずしも最上位者を推薦するわけではありません。

なお、一部奨学金においては、推薦候補者に対して学内面接を実施する場合があります。

推薦候補者への連絡

推薦候補者へは、インフォメーションシステムの個人伝言で連絡します。国際部からの連絡後、一定期間返信がない場合には、推薦を辞退したものとみなしますので、インフォメーションシステムは定期的にチェックしてください。

推薦実施後の提出書類や締切、選考方法等については、奨学金ごとに異なりますので、国際部の指示に従ってください。

【参考】2016年度 奨学金一覧

2016年度に推薦・募集を行った奨学金一覧です。

推薦対象や受給金額等は年度により異なる場合があります。

①国種・地域 ②課程・学年・年齢(受給年度) ③学部・研究科・専攻など ④他の奨学金との併給条件 ⑤その他

学内奨学金

関西大学国際交流助成基金 第3種奨学金

応募・採用条件	受給金額	受給期間	学内採用人数
①日本以外の国籍を有するもの ②指定なし ③指定なし ④他の奨学金が本奨学金より同額以上の場合は併給不可。 ⑤他の奨学金が本奨学金より少額の場合は、その差額分を給付。 ⑥関西大学「国際交流助成基金による助成規程」に基づき、奨学生を決定する。	3万円/月	1年間	20名

学外奨学金（大学推薦によるもの）

（公財）SGH奨学財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国 ②学部（3年次）27歳未満 博士前期（1年次）35歳未満 博士後期（2年次）35歳未満 ※年齢は支給年度の4月1日時点 ③指定なし ④併給不可 ⑤春期入学のみ対象	10万円/月	2年間	学部 1名 大学院 1名

（公財）服部国際奨学財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国 ②受給期間が2年以上見込める者 学部 30歳未満 博士前期 35歳未満 博士後期 40歳未満 ※年齢は支給前年度の3月31日時点 ③指定なし ④他の機関が重複受給を認めている場合は併給可能。ただし、他の期間から受けている奨学金の合計額が給付、賞与に問わず月額10万円以上のものは対象外とする。	10万円/月	2年間	2016年度 募集なし

(一財) ベターホーム協会 ベターホーム国際親善奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 学部 (2 年次以上) 27 歳未満 ③ 生活科学、栄養学、食物学など、広く食に関わる学問を専攻する学生を優先 ④ 併給不可	5 万円/月	最短修業年限内で最長 3 年間	2016 年度 募集なし

公益信託 滝崎記念アジア留学生奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① アジア諸国 (少数国・女性優遇) ② 学部 (1 年次) ③ 理学・工学の分野を専攻する学生 ④ 併給不可	5 万円/月	最短修業年限内	1 名

(公財) ナインティナイン・アジア留学生奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① アジア諸国 ② 指定なし ③ 理工系の学部または大学院 ④ 選考基準により可能な場合あり ⑤ 商社が日本に滞在している学生は対象外とする	5 万円/月	最短修業年限内 学部 最長 4 年間 博士前期 最長 2 年間 博士後期 最長 3 年間	2 名

(公財) フジシーパルパッケージング教育振興財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 学部 (3 年次) ③ 応用化学 (プラスチック製品、機械工学、電気電子工学、高分子工学等の工学系およびデザイン関係の学部 ④ 併給不可 (独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を除く)	10 万円/月	2 年間	1 名

(独) 日本学生支援機構 文部科学省外国人留学生学習奨励費

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 指定なし ③ 指定なし ④ 併給可 ⑤ 追加採用あり	4.8 万円/月	1 年間 6 ヶ月間 (追加採用)	学部 7 名 (2 名) 大学院 6 名 (2 名) ※ () 内は追加採用

(独)日本学生支援機構 文部科学省外国人留学生学習奨励費(入学前予約)

推薦条件	受給金額	受給期間	2015年度実績
①日本以外の国籍を有するもの ②学部1年次 博士前期1年次 博士後期1年次 ③指定なし ④併給可	4.8万円/月	1年間 (一部例外あり)	学 部 10名

(独)日本学生支援機構 文部科学省外国人留学生学習奨励費(渡日前)

推薦条件	受給金額	受給期間	2015年度実績
①日本以外の国籍を有するもの ②学部1年次 博士前期1年次 博士後期1年次 ③指定なし ④併給可	4.8万円/月	1年間 (一部例外あり)	学 部 6名 大学院 6名

公益信託 大槻記念アジア・アフリカ留学生奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①アジア・アフリカ諸国 ②博士前期(1～2年次) 博士後期(1～3年次) ③理学・工学 ④併給不可	博士前期 80万円/年 博士後期 120万円/年	1年間 ※1回に限り返応募可能	3名 (2016年度をもって募集終了)

(公財)朝鮮奨学会

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①韓国・朝鮮 ②学部(2年次以上) 30歳未満 大学院(1年次以上) 40歳未満 (法科大学院の未修コース(3年制)は、2年次以上) ※年齢は支給年度の4月1日時点 ③指定なし ④併給不可(貸与奨学金、本奨学金と同額未満の給付奨学金、学内奨学金は併給可能)	学 部 25万円/月 博士前期 4万円/月 専 門 職 4万円/月 博士後期 7万円/月	1年間(博士後期は最長2年間) ※継続応募者は個人応募可能	学 部 2名 大学院 1名

(公財)朝鮮奨学会(学部1年生対象)

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①韓国・朝鮮 ②学部1年次 30歳未満 ③指定なし ④併給不可(貸与奨学金、本奨学金と同額未満の給付奨学金、学内奨学金は併給可能) ⑤支給年度に上記奨学金に採用された大学生(学部生・大学院生)の兄弟姉妹がいない者	25万円/月	1年間 (最長支給年限は4年間。毎年継続応募の必要あり。)	1名

清風交易（株） 両袖清風奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①中国 ②指定なし ③指定なし ④併給不可	25万円/月	1年間	2名

(公財) 日本国際教育支援協会 JEES一般奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①日本以外の国籍を有するもの ②学部 (2年次以上) 大学院生 ③指定なし ④他から受ける奨学金等受給月額合計が6万円以下の場合には併給可能。	3万円/月	最長2年間	2016年度 募集なし

(公財) 日本国際教育支援協会 ドコモ留学生奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①アジア諸国 ②博士前期 (1年次) ③通信技術、情報処理技術及びこれに関連する分野を専攻する者。 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者。 ④併給不可 (貸与型奨学金、一時金は除く) ⑤春期入学のみ対象	12万円/月	2年間	2名

北大阪振興（株）

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①台湾 ②指定なし ③指定なし ④併給可	3万円/月	1年間	3名

(公財) 大阪国際交流センター 両袖清風奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
①東アジア・東南アジア諸国 (特にバングラデシュ・ミャンマー・ベトナム) ②学部 (1年次) ③理工・工学・化学系学部	4万円/月	最短就業年限内	2名

(公財) ロータリー-米山記念奨学会

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 学部 (3 年次、4 年次) 博士前期 (1 年次、2 年次) 博士後期 (2 年次、3 年次) ※応募時に45歳未満のもの ③ 指定なし ④ 併給不可	学部 10万円/月 大学院生 14万円/月	最短就業年限内	8 名

(公財) 平和中島財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 指定なし ※但し、応募時及び受給開始時に同一大学の正規課程に在籍する者 ③ 指定なし ④ 併給不可 (月額 3 万円以下は可)	10万円/月	1 年間	学部 1 名 大学院 1 名

(公財) 西村奨学財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域 ② 学部 (3 年次) 博士前期 (1 年次) 博士後期 (1 年次) ③ 指定なし ⑤ 大阪府内に住所を有するもの	12万円/月	学部・最短就業年限内 (最長 2 年間) 博士前期：最短就業年限内 (最長 2 年間) 博士後期：最短就業年限内 (最長 3 年間)	春採用 2 名 秋採用 2 名

(一財) 共立国際交流奨学財団奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① アジア諸国 ② 大学院 (在籍算残期間が最低 2 年以上の者) ③ 指定なし ④ 併給不可	10万円/月	2 年間	1 名

(株) 共立メンテナンス奨学基金奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① アジア諸国 ② 学部 (在籍算残期間が最低 2 年以上の者) ③ 指定なし ④ 他奨学金が月額 5 万円以下なら可 ⑤ 財団の判断で (一財) 共立国際交流奨学財団奨学金が割り当てられることがある	6 万円/月	1 年間	1 名

(公財) 大遊協国際交流・援助・研究協会

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 学部 (1 年次) 博士前期 (1 年次) 博士後期 (1 年次) ③ 指定なし ④ 併給不可	学部 5 万円/月 大学院生 7 万円/月	最短修業年限内	学部 1 名 大学院 1 名

(公財) 市川国際奨学財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① アジア諸国 ② 春：35 歳未満 (応募時の年齢) 秋：25 歳未満 (応募時の年齢) ③ 指定なし ④ 併給不可	10 万円/月	春採用 2 年間 秋採用 1 年間	春採用 4 名 秋採用 3 名

(公財) 日本国際教育支援協会 豊田通商留学生奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの (アフリカ出身者を優先) ② 学部 (3 年次) 博士前期 博士後期 ③ 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学、工学を専攻するもの ④ 併給不可	10 万円/月	在籍期間中最長 2 年間	学部 2 名

(公財) 日本国際教育支援協会 三菱商事留学生奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 学部 (3 年次、4 年次) 博士前期 (1 年次、2 年次) 博士後期 (1 年次～3 年次) ③ 指定なし ④ 併給不可	学部 10 万円/月 大学院生 15 万円/月	学部：最短修業年限内で最長 2 年間 博士前期：最短修業年限内で最長 2 年間 博士後期：最短修業年限内で最長 3 年間	1 名

(公財) 日本国際教育支援協会 石橋財団奨学金

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 日本国内の大学院に入学するため、海外から出願する私費外国人留学生 ③ 美術史を専攻 ⑤ 10 月募集あり	15 万円/月	在籍期間中最長 2 年間	1 名

(公財) 大塚敏英育英奨学財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 大学誕生 満38歳以下 ※ 年齢は支給年度の4月1日時点 ③ 経営学、工学（ただし医学・薬学に関連の深い分野に限る） ④ 併給不可	200万円/年 150万円/年 100万円/年 (財団選考委員会による 評価に応じて決定)	1年間	大学院 2名

学外一時奨学金（大学推薦によるもの）

(公財) 榎山奨学財団

推薦条件	受給金額	受給期間	学内募集人数
① 日本以外の国籍を有するもの ② 博士後期（1年次、2年次、3年次） オープバードクター（1年目） ③ 指定なし	10万円（一時金）	一時金	1名

学外奨学金（公募によるもの）

(公財) 日本国際教育支援協会 JEES一般奨学金（検定）

対 象	金 額	受給期間
① 日本以外の国籍を有する者 ② 受給期間が1年以上見込める者 ③ 指定なし ④ 協会が過去3年間に実施した日本語教育能力検定試験のうちいずれかに合格した者	5万円/月	推薦を受ける大学での在籍期間中最長2年間

(公財) 日本国際教育支援協会 JEES奨学金日本語教育普及奨学金（日能）

対 象	金 額	受給期間
① 日本以外の国籍を有する者 ② 受給期間が1年以上見込める者 ③ 日本語学、日本文学等を専攻する者 ④ 他から受ける奨学金等受給月額合計が6万円以上の場合は併給不可。 ⑤ 財団指定年度に実施した日本国内で実施した日本語能力試験N1を受験し、170点以上（中国語・韓国語以外を母語とするものは135点以上）の成績を取めた者	5万円/月	推薦を受ける大学での在籍期間中最長2年間

(公財) 日本国際教育支援協会 JEES国際理解推進奨学金 (少教受入国)

対 象	金 額	受給期間
①財団が指定する国籍 (少教受入国) ②受給期間が1年以上見込める者 ③指定無し ④他から受ける奨学金等受給月額合計が6万円以上の場合には併給不可。	5万円/月	推薦を受ける大学での在籍期間中最長2年間

(公財) 大塚敏英育英奨学財団

対 象	金 額	受給期間
①日本以外の国籍を有する者 ②支給年度の4月1日時点で満38歳以下 ③医学・薬学・生物学・農薬学・体育学・工学および経営学 ④併給可能。ただし、併給の場合は50万円/年。	200万円/年、150万円/年もしくは100万円/年 (財団選考委員会による評価に応じて決定)	1年間 ただし継続申請を認める (最長3年まで)

(公社) 日本中国友好協会 丹羽宇一郎奨学金

対 象	金 額	受給期間
①中国 (日本国永住許可保持者は不可) ②大学院生 30歳未満 ※年齢は応募年度の4月2日時点 ※オーハーフトクターは不可 ③社会科学系 (法学・政治学関係・商学・経済学関係) ④他の団体から月額10万円以下ならば、併給可。	7万円/月	1年間

(公財) 交流協会

対 象	金 額	受給期間
①台湾 ②博士前期課程、専門職学位課程、博士後期課程 35歳未満 ③指定無し ④併給不可	博士前期・専門職：14.4万円/月 博士後期：14.5万円/月 基本月額に加え、特定の地域で修学・研究する者に対して月額2千円又は3千円支給	最短修業年限

(一財) アジア国際交流奨学財団 川口静記念奨学金

対 象	金 額	受給期間
①アジア諸国 ②学部 30歳未満 (※応募時の年齢) 大学院生 35歳未満 (※応募時の年齢) ③特になし ④併給不可 ⑤TOPJ上級Cレベル以上もしくは、日本語能力試験N1レベルのもの	学部 6万円/月 博士前期 6万円/月 博士後期 7万円/月	1年間

(公財) 佐藤陽国際奨学財団

対 象	金 額	受給期間
①ASEAN (東南アジア諸国連合) 加盟国・南西アジア諸国 ②学 部 (新入生) 博士前期 (1 年次) 博士後期 (1 年次) ③特になし ④併給不可 (貸与奨学金は除く)	学 部 15万円/月 大学院生 18万円/月	2 年間

(公財) 似鳥国際奨学財団

対 象	金 額	受給期間
①日本以外の国籍を有するもの ②学 部 (支給年に 2 年次、3 年次、4 年次) 博士前期 (支給年に博士前期 1 年次、2 年次) ③特になし ④併給不可	11万円/月 ※合格者の内、選考総合順位が高かった一部 の学生には15万円/月支給	【4 月入学】 学部 2、3、4 年・博士前期 1、2 年：1 年間 【9 月入学】 学部 4 年・博士前期 2 年：0.5 年間

(公財) 岩谷治記念財団 岩谷国際留学生奨学助成

対 象	金 額	受給期間
①中国・韓国・モンゴル・台湾・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム ②博士課程前期課程 30 歳未満 博士課程後期課程 35 歳未満 オーバードクター ③自然科学系及び関連する学際分野 (工学、理学および農学の全般) ④併給不可	15万円/月	1 年間

(一社) CWAJ CWAJ 外国人留学生大学院女子奨学金

対 象	金 額	受給期間
①日本以外の国籍を有するもの ②大学院生 ③特になし ⑤女性のみ応募可能	200万円/年	1 年間

(公財) 帝人奨学会 帝人久村奨学金

推薦条件	金 額	受給期間
①日本以外の国籍を有するもの ②支給年に博士課程 ③医学・薬学・バイオ学・理工学・工学・情報学系 ④併給可	6 万円/月	最短修業年限

(一社) 兵庫県台湾同協会

対 象	金 額	受給期間
①大学・大学院に在籍する台湾出身の学生（国籍を問わない） ②指定なし ③指定なし	12万円/月	1 年間

授業料減免

関西大学では、「関西大学私費外国人留学生授業料減免規程」にもとづき、正規課程に在籍する私費外国人留学生を対象に授業料減免を実施しています。

申請資格

申請時に正規課程に在籍し、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生。

※国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、留学生別科生および非正規生は申請できません。

〔在留資格「留学」について〕

- ・当該年度の4月から在籍する者…5月1日時点で「留学」を有することが条件。
 - ・当該年度の9月から在籍する者…10月1日時点で「留学」を有することが条件。
- いずれも上記期日の時点で「留学」へ切替中であることが証明できる場合は申請を認めます。

ただし、次に該当する者は対象外となります。

- (1) 出席日数等を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者
- (2) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者

〔学部生の場合〕

卒業所要単位の内、1年次終了時に30単位、2年次終了時に60単位、3年終了時に90単位を修得していない者

- ・9月入学生の場合は、入学年度終了時に15単位、翌年度終了時ごとに45単位、75単位、105単位を修得していない者
- ・休学・除籍期間がある者については、累積在学期間が1学期の場合15単位、2学期の場合30単位、3学期の場合45単位、4学期の場合60単位、5学期の場合75単位、6学期の場合90単位、7学期の場合105単位を修得していない者

〔大学院生の場合〕

所定の修業年限で修了の見込みがないと認められる者

- (3) 経済的に困難な状況と認められない者
 - ・仕送りが平均月額90,000円（入学金・授業料等は含まない）を超える者
 - ・在日している扶養者の年収が500万円以上の者
- (4) 留年をした者（ただし、病気等やむを得ない事由により留年した者は除く。）
- (5) 休学中の者

申請方法

授業料減免を希望する学生は、「関西大学 外国人留学生Web申請」から申請してください。

なお、申請は年度毎に受け付けます。

URL: <https://dia.jm.kansai-u.ac.jp/rgstr/>

※国際部ホームページからもアクセスできます。

※在留カードを未登録の方は出願できません。

出願期間

新 入 生…新入生（外国人留学生向け）オリエンテーションにおいて、連絡いたします。

上位年次生…申請前年度の秋学期に実施する外国人留学生（上位年次生向け）オリエンテーションにおいて、連絡いたします。

各オリエンテーションに欠席した場合は出願を受け付けませんので、必ず出席してください。

対象者の決定

春学期に申請した者…9月頃に対象者を決定し、インフォメーションシステムの個人伝言で通知します。なお、この時点で1年間（春学期・秋学期）の判定をするため、この時点で対象外となった者を秋学期に再度判定することはありません。

秋学期に申請した者…1月頃に対象者を決定し、インフォメーションシステムの個人伝言にて通知します（9月入学の新入生、秋学期から復学・復籍する者など）。

減免方法

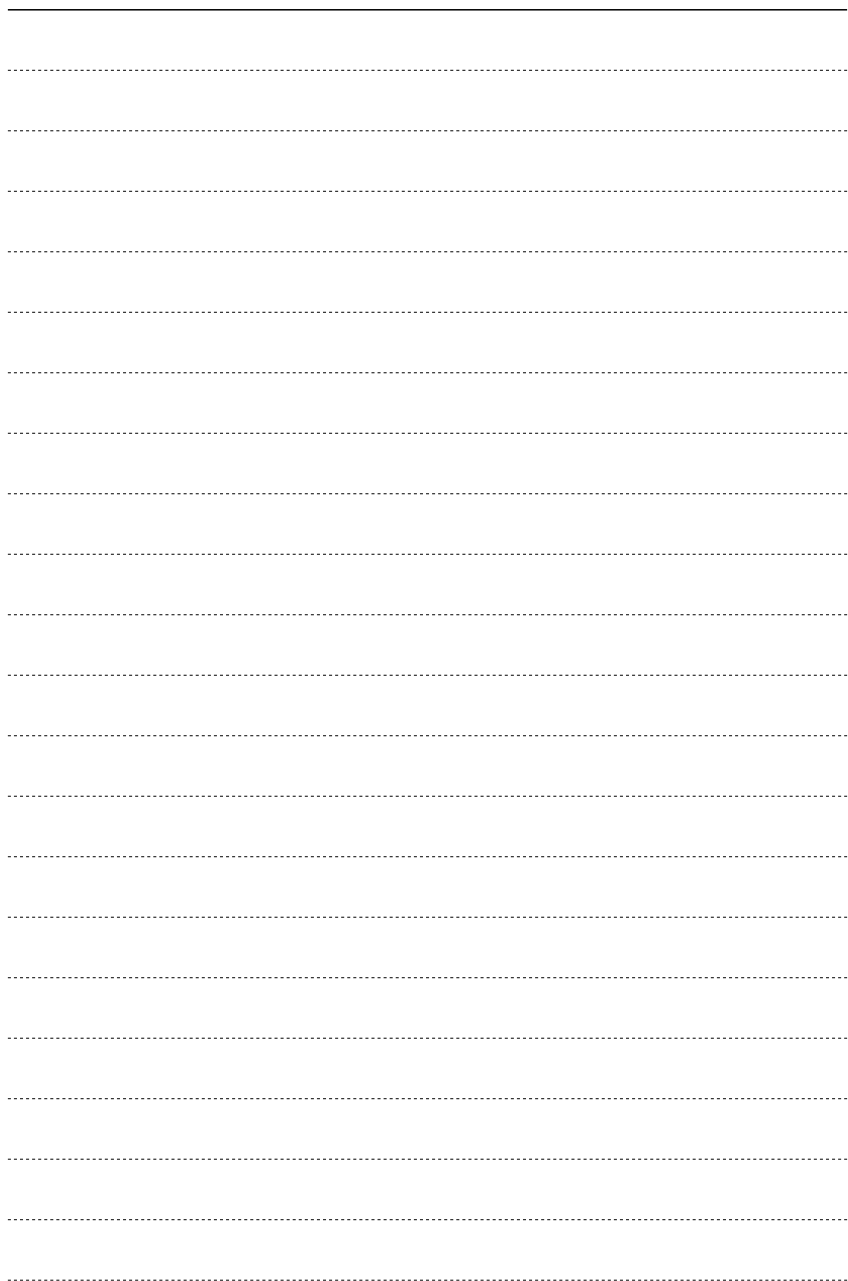
秋学期の学費から1年分の授業料減免額を差し引くことで実施します。そのため、退学や除籍により秋学期の授業料を納入しない場合には、授業料減免の実施対象外となります。

なお、以下の場合は銀行振込により減免を実施します。

- ・春学期のみ対象となる者（9月卒業生など）
- ・秋学期のみ対象となる者（9月入学の新生、秋学期から復学・復籍する者など）

※銀行振込みの場合は別途口座登録が必要となります。

※学費の分納制度とは併用できません。



⚠ 緊急時の対応

交通事故発生時の対応

自動車やバイク、自転車などを利用するときには、交通規則を守ってください。留学生の皆さんもいつ交通事故の被害者、加害者になるか分かりません。万が一交通事故に遭ってしまった時は最後まできちんと対応をしてください。

交通事故発生時の対応方法

○双方の連絡先を確認

加害者と被害者間で氏名、住所、連絡先、（車のナンバー）等を聞き、控えてください。

※目撃者がいれば、協力を依頼し、氏名、住所、連絡先を聞き、控えてください。

○警察へ連絡

電話通報（局番なし：110番）で警察へ連絡してください。警察官が来て事故の現場検証を行います。警察によって作成された調書は、事故の発生を証明し、どちらに責任があるのかを判断するうえで重要な資料となります。

○救急車を呼ぶ

負傷者が出た場合には、電話通報（局番なし：119番）で救急車をすぐに手配してください。その時に大きなケガではないと思っても、時間が経つと痛みが激しくなり、後遺症が残ることがあります。被害に遭った方は外傷が無くても病院へ行き、診断と治療を受けてください。

※救護活動を行なうことは加害者の義務です。

○交通事故証明書の交付

警察署へ届け出たあとに、「交通事故証明書」の交付を受けてください。交通事故に遭ったことを証明できます。警察署、交番、駐在所、損害保険会社（共済組合）などで、交付申請が可能です。

○保険会社への連絡

事故処理をスムーズに進めるためにも、加入している保険会社がある場合、できるだけ早く連絡し、事故の状況を詳しく説明してください。

損害賠償の交渉について

治療などの応急処置が終わると、後日、被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償などについて交渉します。どちらの立場でもこの交渉はかなり複雑なため、交通事故無料相談窓口へ相談することをおすすめします。

地震・火災の際の行動

○地震発生時

(1) 揺れがおさまるまで、まずは自分の身を守る！

- ・ロッカーや自販機等、転倒する恐れのある物や危険な物(ガラス等)から離れ、机等の下に身を隠し、机の脚を抑え、特に頭を守る。
*机等の下に入れない場合は、机等の高さより低くなるようにしゃがみ、頭を保護。
- ・近くに机等の身を隠す物が無い場合は鞆等で頭を保護し、落下物の危険性の少ない場所で揺れがおさまるのを待つ。
- ・揺れがおさまるまで外に出ない。決して慌てて外に飛び出さない。
- ・コンセントやガスの元栓等、火の始末はすみやかに。
- ・ガラス飛散からの防御のため、余裕があればカーテンを閉める。
- ・エレベーターの中にいる場合は揺れがおさまるまで待機する。
*地震発生時にエレベーターが緊急停止しても、しばらくすると補助動力で最寄り階にてドアが開くので落ち着いて脱出すること。万が一動かない場合は、非常ボタンやインターホンで救助を求めてください。

(2) 揺れがおさまったのを確認し、冷静に行動し避難する

- ・ドアや窓を開けて避難（脱出）口の確保。
- ・教職員や非常放送の指示に従い、余震に注意しながら、冷静に行動する。
*パニックになると、思わぬ二次被害を生むことにもなる。「おさない、走らない、しゃべらない、もどらない」を心がけ、落ち着いて行動すること。
- ・もし出火した場合は落ち着いて消火する。ただし、消火が困難な場合は速やか

に火元から離れる。

- ・避難する時は、必要最低限（財布等）の物のみを身につけ、避難に支障がでる大きな荷物はその場に置いて避難する。
- ・避難する際は階段を利用。エレベーターやエスカレーターは使用しない。

(3) 避難後は周囲の安全確認と情報収集を

- ・逃げ遅れた者や行方不明者がいれば、すぐに教職員に連絡する。
- ・「災害伝言ダイヤル」や「災害用伝言版」等を利用して家族や親戚等の安全を確認する。
- ・テレビやラジオ、携帯電話等にて情報を収集する。
* Twitterやmixi等のSNSにおいては、稀に虚偽の情報が流されていることもあるため注意すること。デマや誤報に踊らされないように！！
- ・けが人がいる場合、医師が到着するまで応急措置を行う。
- ・無理に帰宅せず、大学や避難場所等になるべくとどまる。

(4) 大学への安否連絡

- ・安否確認シートや緊急連絡メールシステム^{*}、インフォメーションシステム上にて、大学へ自身の安否を知らせる。

※インフォメーションシステムへのメールアドレスの未登録又は変更を反映されていない方は、緊急時メールが届くよう、登録・更新してください。

○屋外で地震に見舞われた場合

【グラウンドや体育館では】

- ・落下物に注意しながら中央へ集まり、頭部を鞆等で保護したうえでかがみこむこと。
- ・建物や自販機等、倒壊や転倒する恐れのある物の近くから離れること。

【海岸付近では】

- ・直ちに高台へ避難し、津波警報や注意報を確認すること。
- ・警報や注意報が解除されるまでは高台から離れず、海岸に近付かないこと。

【電車内では】

- ・つり革や手すりに両手でしっかりつかまること。
- ・途中で停まっても勝手に車外に出ず、乗務員の指示に従い、落ち着いて行動すること。

【自動車等を運転中は】

- ・ハンドルをしっかりと握り、少しずつ減速すること。
- ・道路の左側に車を停めて、停車後はエンジンを切ること。

- ・周囲の状況を確認し、ラジオ等で情報を収集する。
- ・自動車の場合、ドアロックはせず、徒歩で避難する（自動車では極力移動しない）。

○火災発生時

(1) 周囲に火災が発生したことを知らせる

- ・小さな火事でも一人で対応せず、「火事だ」と大声で周りの人に知らせて協力を求める。
- ・声が出ない時はバケツなどをガンガン叩いて異変を知らせる。
- ・火災報知機や非常ベルがあれば鳴らす。

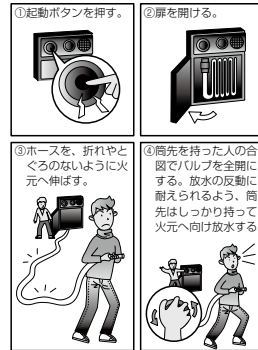
(2) 初期消火にあたる

- ・できるだけ小さな火のうちに消火にあたる。

消火器の使い方



消火栓の使い方

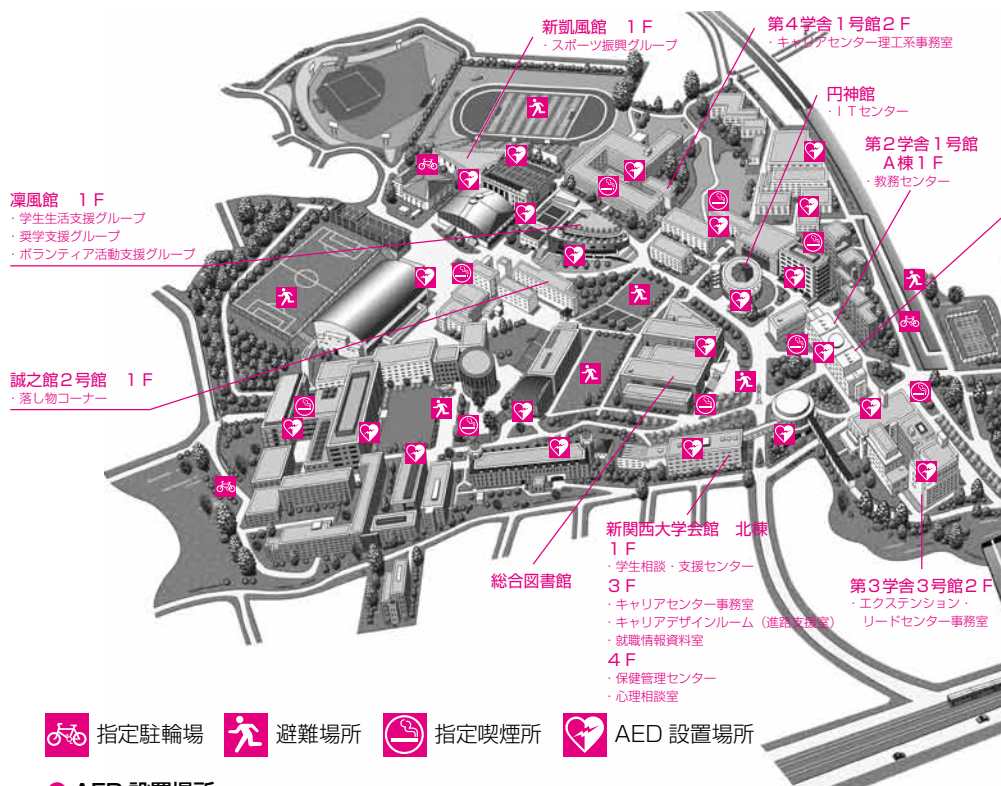


* 消火器や水がない時は…

火は「空気（酸素）」「燃えるもの」「高い温度」という3つの条件が揃った時に発火します。そのため、燃えにくいものを火の上から被せて空気を遮断したり、燃えるものを取り除くことができれば燃え上がるのを防ぐことができます。

- ・初期消火は3分以内です。3分以上経っても火が消えないとき、または炎が天井に達するまで火が大きくなったときは直ちに避難を開始する。
- #### (3) 避難するときは
- ・服装や持ち物にこだわらず、とにかく早く逃げる。
 - ・避難する際に怖いのは火より煙であるため、できるだけ姿勢を低くし、ハンカチやタオル等で口を覆い、煙を吸い込まないようにする。

キャンパスマップ



指定駐輪場



避難場所



指定喫煙所



AED 設置場所

● AED 設置場所

第1学舎1号館1階	授業支援ステーション前	第4学舎3号館1階	エントランスホール内
第1学舎5号館1階	エレベーターホール内	第4学舎第1実験棟1階	入口
第2学舎1号館1階	授業支援ステーション入口	第4学舎第5実験棟1階	エレベーター前
第2学舎2号館1階	エントランスホール内	以文館1階	以文館ステーション横
第3学舎1号館2階	講師控室前	尚文館3階	専門職大学院オフィス入口
第3学舎3号館2階	リードセンター横	総合研究室棟1階	エントランス内
第4学舎1号館1階	理工系オフィス	中央グラウンド	入口
第4学舎2号館研究棟1階	エレベーター前	新凱風館1階	エレベーター横

千里山キャンパス窓口一覧

教務センター

- [履修・成績・学籍関係窓口] TEL: 06-6368-1148
 ・カリキュラム ・試験・成績 ・休学や復学などの相談及び手続 ・学生相談
- [庶務関係窓口] TEL: 06-6368-1151
 ・学生証・在籍確認票再発行 ・住所変更等
- [教職関係窓口] TEL: 06-6368-0889
 ・教職等資格取得課程 ・科目等履修生・聴講生

学生相談・支援センター TEL: 06-6368-1373

- ・総合相談窓口 ・障がいのある学生に対する修学支援窓口

心理相談室 TEL: 06-6368-0278

- ・心理相談

キャリアセンター事務室（全学生対象） TEL: 06-6368-0162

キャリアセンター理工系事務室（理工系学生対象） TEL: 06-6368-0253

- ・進路や就職、インターンシップ、キャリアプランニングに関する相談
 ・求人情報、会社情報の閲覧 等

総合図書室【メインカウンター】 TEL: 06-6368-0266

- ・図書館利用

エクステンション・リードセンター TEL: 06-6368-0721

- ・各種資格受験対策講座 ・国家試験受験対策講座 ・就職関連講座 等

学生生活支援グループ TEL: 06-6368-0157

- ・クラブ・サークル活動 ・学生相談 ・アルバイト ・学生寮 ・その他学生の福利厚生

奨学支援グループ TEL: 06-6368-0255

- ・奨学金

ボランティア活動支援グループ TEL: 06-6368-1229

- ・ボランティア活動 ・ピア・サポート活動

スポーツ振興グループ TEL: 06-6368-0254

- ・体育会のクラブ活動

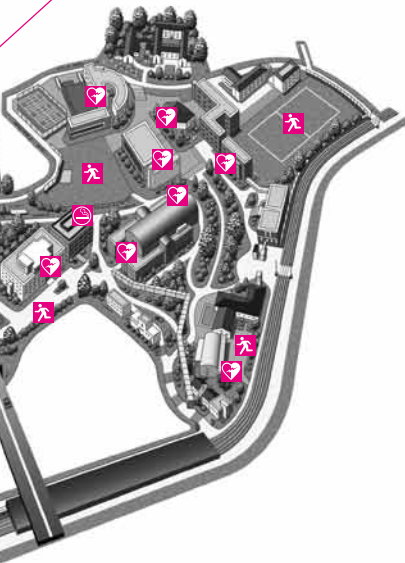
ITセンター TEL: 06-6368-1172

- ・学内パソコン、情報ネットワーク利用

保健管理センター TEL: 06-6368-1175

- ・診療 ・健康相談

第2学舎1号館 2F
 ・国際部
 TEL: 06-6368-0178

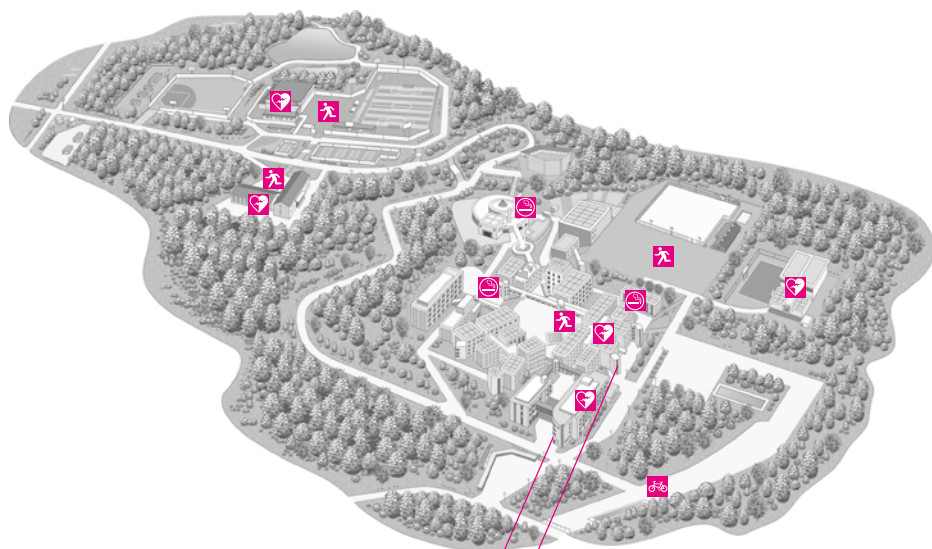


中央体育館1階
 凍風館1階
 総合図書館1階
 ITセンター4階
 新関西大学会館北棟4階
 新関西大学会館南棟1階
 関西大学会館1階
 100周年記念会館1階

事務室入口横
 エレベーター前
 入口
 受付
 保健管理センター
 インフォメーション
 入口
 プール

100周年記念会館2階
 第一中学校校舎
 一高・中秀麗館（体育館）
 第一高校・中学 景風館
 第一高等学校 校舎
 幼稚園1階

ホール
 プール入口
 エントランス外
 入口
 入口



高槻キャンパス窓口一覧

総合情報学部オフィス TEL : 072-690-2151

・履修・成績・学籍等

高槻キャンパスオフィス TEL : 072-690-2161

・学生生活 ・奨学金（総合情報学部） ・出納

A棟1F

・総合情報学部オフィス
・高槻キャンパスオフィス

K棟北1F

・高槻キャンパス保健室
・心理相談室
・キャリアセンター高槻キャンパス分室



指定駐輪場



避難場所



指定喫煙所



AED 設置場所

● AED 設置場所

高槻キャンパス

A棟1階

K棟1階

G棟

アイスアリーナ管理棟1階

高岳館

高槻キャンパスオフィス入口

高槻キャンパス保健室横

体育館

受付入口

1階ホール

堺キャンパス

堺キャンパス保健室横

プール準備室

アリーナ2階入口

B棟2階 図書館前

体験学習エリア

1階通路入口

高槻ミューズキャンパス

西館2階

西館9階

西館12階

東館1階

東館1階

東館9階

東館12階

北館2階

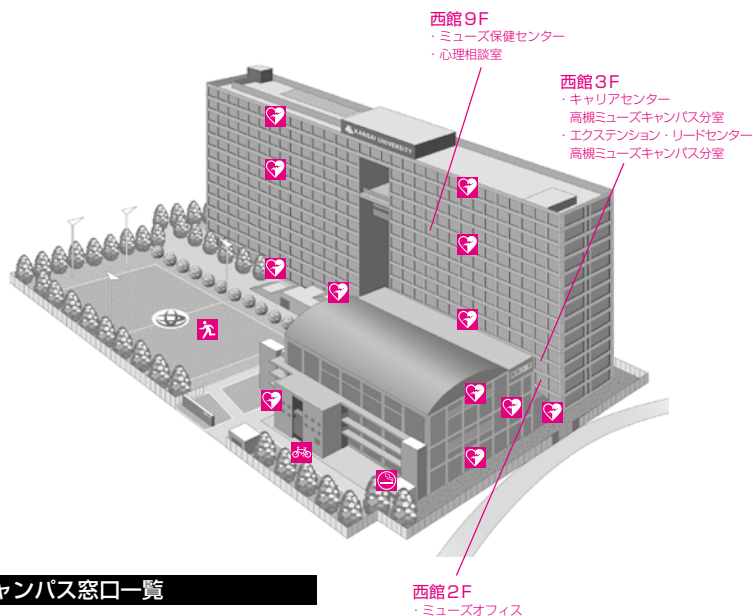
北館3階

北館4階

北門守衛所

西門守衛所

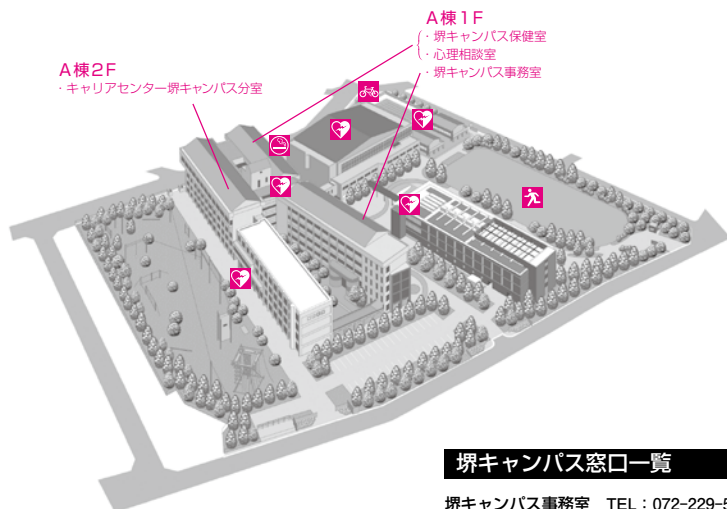
インフォメーション
ミューズ保健センター
社会安全オフィス
エントランス前
初等部保健室
中等部・高等部保健室
地学・安全科学教室
武道場
プール監視室
アリーナ



高槻ミュージズキャンパス窓口一覧

ミュージズオフィス TEL : 072-684-4000

・履修・成績・学籍等 ・学生生活 ・奨学金（社会安全学部） ・出納



堺キャンパス窓口一覧

堺キャンパス事務室 TEL : 072-229-5022

・履修・成績・学籍等 ・学生生活 ・奨学金（人間健康学部） ・出納

International Student Guide 2017

外国人留学生ガイド2017

発 行 日	2017年 4 月 1 日
編集・発行	関西大学国際部 Kansai University Division of International Affairs 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 TEL：06-6368-0178 URL：http://www.kansai-u.ac.jp/Kokusai/
法 律 監 修	行政書士法人第一総合事務所 〒530-0045 大阪市北区天神西町 5 番17号アクティ南森町ビル 9 階 TEL：06-6360-6363
印 刷	(株)NPCコーポレーション